

参議院文教委員会議録第四号

昭和六十一年四月二日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動
三月二十七日

辞任 関 嘉彦君
補欠選任 小西 博行君

三月二十八日
辞任 太田 淳夫君
補欠選任 高木健太郎君

四月一日

辞任 久保 豊君
補欠選任 八百板 正君
久保田真苗君

四月二日

辞任 中村 哲君
小西 博行君
林 寛子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

事務局側

常任委員会専門員

法務局側

第一部长
説明員
警備局公
安第二課長
官房參事官

林 健太郎君
真鍋 賢二君
久保田真苗君

本日の会議に付した案件

○委員長(林寛子君) 去る三月二十八日、予算委員会から、四月一日の一日間、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管について審査の委嘱がございました。
また、昨日、久保豊君及び中村哲君が委員を辞任され、その補欠として八百板正君及び久保田真苗君が選任されました。

また、去る三月二十八日、太田淳夫君が委員を辞任され、その補欠として高木健太郎君が委員を選任されました。
また、昨一日、久保豊君及び中村哲君が委員を辞任され、その補欠として八百板正君及び久保田真苗君が選任されました。

○委員長(林寛子君) この際、本件を議題といたします。
予算の説明につきましては、既に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○本岡昭次君 まず初めに、第五次教職員定数増及び四十人学級の問題について伺います。
一月三十日の私の代表質問に対して海部文部大臣は、昭和六十六年度までは達成できるよう全力を尽くすと答弁をしておられます。六十

六年まであと五ヵ年でございますが、これから五ヵ年、どのようにして四十人学級を達成していくのか、あるいは第五次教職員定数増を達成していくのか、年度別計画というようなものを持ってやつておられるのかどうか、お伺いします。

○政府委員(阿部充夫君) 四十人学級を含む第五次の定数改善計画につきましては、先生お話しございましたように、昭和六十六年度までに計画どおり達成するという決意でその対応に努めてきておりますところでございますが、各年度の対応につきましては、これはそれぞれの年度で予算上の措置として財政当局とも相談をし、固めていくということに相なるわけでございます。

具体的に言えば、当面、六十二年度の予算編成に向けての検討ということで、部内で現在検討を進めています。まだ結論を得るに至っておりません。もちろん、六十二年度の予算の概算要求を夏の段階で持ち出す時点におきましては、その後のことをおおむねの見当をつけて、計画とまで言えるかどうかはあれでございますけれども、大体こんな方向で六十六年度までに持っていくたいと
いうような見通し等を立てつつ、六十二年度の具体的な概算要求をするという考え方でおるわけでございますので、現段階では検討中であるというのをお答えに相なるわけでございます。

○本岡昭次君 法律は、六十六年度までにこれを完成するということで、これは国会の中で非常に長い間論議を重ねて、与野党が、あるいはまた関係者が、最終的にいろいろ問題はあつたにしても合意を得た、その法律だと思います。したがって、今のように六十六年を目指して決意をしていますということではなくて、これは法律に示してあるとおり、どんなことがあっても六十六年度までに、法律に示し

ているとおり完成させます、達成しますということがでなければならぬわけで、再度大臣の方からの、この問題についての決意しやなくて、六十六年度には文部省として責任を持つて達成させます。ということをやはり言っておいていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君) この問題につきましては、私どもも、当初立てました六十六年度に達成させるという目標をどんなことがあっても実現したいといふので、最大の努力を続けていく決意でございます。

○本岡昭次君 どうも決意でしてね。法律は六年まででありますからそれは当然のことでありまして、それに責任を持つていうことでなければいかぬのですが、その問題をやりとりする時間がありませんから、少し中に入つていきます。大変不満であります。

例えば四十人学級にしても、十二月の予算案が確定しないとどうなるかわからないという現状で、現場の教育委員会や学校が大変困つております。兵庫県でも、最終的に四十人学級が実現できるということを、一年生ですが、確定して、二百六十人の採用増となりました。もし四十人学級が見送られるということになれば、これは二三百十人の採用が見送られて、人事面でも大混乱が起つていただらうと思います。私も現場へ入りましたが、夏ごろから結局人事の問題は動きを始めます。そういうことで大変混乱が起こるんですね。だから、先ほど局長も言つておられました

が、六十二年度以降の問題について、各教育委員会や現場が、人事面で、六十六年度まで四十人学級が小学校で中学校でどのような形で進行していくのかということについて、ある程度年次別の具體的な数字も示した方針を確定していくことが極めて大事である、こう思います。

先ほど、夏までに確定していくことでござりますから、その点についてはぜひやつていただきたい。よろしくお願いします。

○政府委員(阿部充夫君) 每年度の教員の採用、

先生の御指摘のように夏ごろから取りかかります。が、御指摘のような定数改善計画の問題と、それからもう一つは、具体的な各県の退職教員の見込み数がなかなか立ちにくいというようなことでいろいろ困難があることは承知をいたしております。けれどお話をも出したように、現在の計画が達成されれば九六、七%ぐらいのところまでいく予定となります。そういったような点からも、私どもとしてはできるだけはつきりした見通しを各県に示し、お示しするよう努めたいと思っておりますが、事柄の性格上、これは毎年度の予算で財政当局と折衝しながら固めていくという性格のものでもございますので、確定した形でということは大変難しいわけでございます。

しかしながら、各年度の予算要求をするに当たりましては、その単年度のことだけを考えるのであります。そこで、その後の流れをおおむね我々の頭のなかで、その流れをさせたいと思っております。し、そういう形で、それが著しく狂つて大変現場に御迷惑をかけるということがないようなことを十分念頭に置きながら、できる限りの対応を検討させていただきたいと思います。

○本岡昭次君 ゼビ今おっしゃったことはやり遂げていただきたいと、強く要望しておきます。

それと、第五次教職員定数改善の問題の中には、いろんな内容が含まれておりますが、それを全部にわたつて論議する時間がありません。そこで、本年の一月二十三日の決算委員会で御質問しましたが、養護教員の増の問題についてお伺いします。

本年、養護教員未配置校は全国で何校あつて、それは全体の何%か。また、複数配置をしている学校は何校あるのか。未配置校に毎年何校ずつぐら配位置していくって、九六・八%という目標ですか。

○本岡昭次君 そうすると、各県で独自でやつてみずから判断で増加配置をされるというケイースもそれはあり得ることだと思っております。が、それについては是非善悪を言うではなくて、私どもの方としては現在の全国に及ぼす計画の達成を最大の目標にしているということをごぞいます。

九千校、未配置校というのが四千九百四十七校でございまして、配置率にいたしまして八五・五%の配置というような状況に相なっております。先ほどお話をも出したように、現在の計画が達成されれば九六、七%ぐらいのところまでいく予定となります。そこで、複数配置校は、幾つかの県でこういう措置をとっているケースがございまして、現在やつておりますところが、四つの府県で総数にいたしまして八十五校で複数配置が行われているというような現状でございます。

○本岡昭次君 その一〇〇%達成せずに九六・七%でとどめおくということはどういうことですか。

○政府委員(阿部充夫君) 九六・七%というような数字が前にあって計画を立てたということではございませんで、具体にどの程度のどの範囲の学校に今回の計画の中で配置をしていくのかというこ

とを考えました場合に、極めて小規模な一学級あるいは二学級というところについては、これを今後どうするかということは一つ大きな問題として残ると思いますけれども、当面はそれを除外をして考えよう。三学級のものにつきましては四校につき三人、七五%ぐらいの配置率で考えよう。四学級以上のものについては全校配置で考えよう。それからそのほかに、対象にならない学校につきましても、例えば無医村の場合には特別にどんな小さな学校でも考え方、いろいろな要素を加えましてでき上がりましたのがこの計画でございまして、それによりまして、先ほどお聞きいたしておるわけでございますし、各県におきましますが、それに基づいて文部省としては配分をいたしておるわけでございますし、各県におきましてもその配分されたものをこつちからこつちへ流用するとかいうような形では必ずしもやっていられない。まあ私ども、全部ひもつきになつていてるわけでございます。

○本岡昭次君 わかりました。県単でプラスアルファとしてつけているということのようでございます。

○本岡昭次君 フアということになると、県の持ち出しになりません。

そこで、養護教諭の問題をお願いしたいのは、全國配置という問題は当面の目標でございますが、しかし、依然として千五百人、二千人という学校が、大規模校があるわけでございまして、そこで養護教諭が一人で子供の健康面、養護面全体を見るというのは、これは至難のわざでござります。したがつて、複数配置という問題をできるだけ早く文部省としても一定の指導方針というんでですか、そういうようなものをつくりて具体化を急ぐべきである、これ、強く要望しておきます。文部大臣、そのことをひとつよろしくお願ひいたします。

それでこの前も労働委員会のときに元西園町長のことまで細かいことを申し上げました。時間がありませんでしたから大臣の答弁だけいたいで終りました。そこで、会議録もご覧いただいたと思いますが、現在、未配置校に起こっている問題ですね。これをどう解決するかということなんですが、私がずっと述べました、病院や家庭へ送っていく時間、子供に自習をさせなければならぬことなど、あるいはまた、身体検査等保健計画に従って、保健担当教諭が子供を自習させて、体重測定などで、から歯の検査から、身体検査というふうなことにについて本来看護婦さんがやられるようなことを、保健教諭がやられるようなことを代行してやらなければならぬというふうな代行業務が起きて、そして、教諭が本来任務とすべき子供の授業というものが欠けていくという、このことはやむを得ないと放置することは余りにも無理があると私は思うんですが、文部大臣として、今の段階でこういう問題を、いや、その学校へやがて配置するんだからそれまで辛抱してくれ、頑張ってくれということだけになるのか。こうした問題について、文部省としてもつき締め細かな現場に対する指導をやらなければ、小さな学校ほど教諭の数が少ないし、これは大変な事態が今起こっているんですね。

だから、この問題について実態調査を私はお願ひしたいんですけどね。一遍実態調査をやって、そ

して例えは一般的の教諭が歯医者さんの横におり、子供が歯の診療をする、それを洗うのを手伝うという本来教諭の本分でないようなことを代行しなければ学校の保健業務が間に合わないということふうなことが起こつておるんですね。そして、先ほど言つたような子供を自習させて、子供の病気、けがに対しても病院まで長時間にわたつて送つていかなければならぬということもしばしば起つるというふうなことについて具体的にどうすべきなのかと、その指導方針のようなものを文部省としてきつと出していただきなければ、何とか現場でうまくやるだらう、間に合わせているんだろうということだけでは余りにもひど過ぎるという感じがしてなりません。文部大臣のこの問題についての答弁を一言いただいて次の問題に移ります。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘のような、学校教職員の皆さんにいろいろ幅広く児童生徒のためのお仕事についていただいておるということを前回も先生の御質問で私は十分伺いました。これは現場で何とか調子よくうまくやつてくれといふうな、そんなつもりで見ておるわけでは決してないわけでございまして、記憶に誤りがなければ、たしか昭和五十四年には義務教諭は七七%配置されておるにすぎなかつたわけでありますから、それをどんどんとできるだけやつていかなきゃならぬ、いろいろな他の施策との整合性もございますけれども、昨年も予算編成期にいろいろ折衝もいたしまして、前年度予算で六十八人であった養護教員の増加数を今度は百七十五名ということにし前年と比べましても百名以上増加できるようになりますのは、それは仕方がないことだという受けとめ方じやなくて、できるだけ配置ができるようにして努力目標を達成していかなきゃならぬ、こういうつもりで取り組んでおるわけでございます。

う役割も、ただ単にお医者さんの横で道具を洗うとかあるいは身体検査をやるとかいうだけじゃなくて、児童生徒が突然飛び込んで、身体的にやれども心の悩みも相談をするというような報告等も受け取るわけでございますから、みんなが自分の、何というんでしようか、管轄とか持ち場といふものを余り一〇〇%固定しないで、お互いに助け合いながら、お互いに相互に力をかしながら、よりよい教育効果を上げていくために養護教諭の皆さんのが果たしていくだく役割は極めて大きいと思いますから、これからも目標達成に向かっては私も全力を挙げて努力をしていく決意でございま

とを強くひとつ要望しておきたいと思います。
それから次に私は、昭和五十七年からずっと取り上げてきました國土館大学の海外事業の問題について伺つておきます。

國土館大学の海外事業の現状はどうなつてですか。簡単に御報告いただきたいと思います。

○政府委員(國分正明君) 國土館大学につきましては、先生からしばしば御指摘いただいているところでございますが、御案内のように、國土館大学におきましては、五十五年ごろから事前の検討とか、あるいは適切な手続を経ないで多額の資金を次々と海外に送金して海外事業を実施するというようなことで、大変遺憾な事態があつたわけでございます。その後、学内の不祥事等もございまして、私ども幾つかの項目について指導したわけですが、この海外派遣事業につきましては、慎重な実施ということを求めたわけでございました。

それで、海部文部大臣は「最後に申し」しておきますが、大体配置されていない学校は六つの学級ですね。単学級の学校なんです。そういうところは教員配置は六人しか教員が配置されていません。あとは校長、教頭と、こういうことで、七ヶクラス、八ヶクラスになってくると専科教員が配置されるんですね。だから、六学級というものは専科教員もいない。そして一人前の学校としての機能を全部持ち合わせなければならぬわけです。だから、小規模校に教諭が配置されると、各教科のいわゆる部長とか主任とか言われるような名前の仕事をもう全般に受け持っていく。これはひとつ規模ほど楽であろうという考え方を捨てていかなければならぬ。小規模ほど大変なんですね、教師にかかる負担が。だから、ましてそこへ養護教諭がいるといふ実態が私は極めて重大なんで、ひとつその養護教諭の配置問題は、全体の教員の定数増を六年間均等にやるという問題でなくて、一年でも二年でもその目標を達成するということであつてやらなければ、そこに学ぶ子供たちも親の教師も努力が報われない、こう思うので、そのこ

とを強くひとつ要望しておきたいと思います。
それから次に私は、昭和五十七年からずっと取り上げてきました國土館大学の海外事業の問題について伺つておきます。

國土館大学の海外事業の現状はどうなつてますか。簡単に御報告いただきたいと思います。

○政府委員(國分正明君) 國土館大学につきましては、先生からしばしば御指摘いただいていますが、どうぞおきましては、五十五年ごろから事前の検討でござりますが、御案内のように、國土館大学におきましては、五十五年ごろから事前の検討とか、あるいは適切な手続を経ないで多額の資金を次々と海外に送金して海外事業を実施するというようなことで、大変遺憾な事態があつたわけでございます。その後、学内の不祥事等もございまして、私ども幾つかの項目について指導したわけですが、ございますが、この海外派遣事業につきましても、慎重な実施ということを求めたわけでござります。

その後、國土館大学におきましては、文部省の指導に沿いまして新しい体制もでき上がりまして、新理事長のもとで海外事業を全面的に見直し、検討が行われました結果、新規事業は一切行わない。それから既に実施しているものにつきましても極力削減縮小する。具体的に申しますと、五十八年当時支部が十ございましたが現在七つにし、六十一年度は五つにする。あるいは、派遣しております職員につきましても、五十八年当時二十四名でございましたが、これを九名に削減するというような削減縮小するという状況に現在なっておりますところでございます。

○本岡昭次君 ブラジル問題について伺います
が、ブラジルに送金をしたこの十億円のお金は、当初私の心配したとおりの結果になりました。貸付金として理事会決定をしたこの理事会の責任をどうお考えになりますか。

○政府委員(國分正明君) 御指摘のとおり、十億円送金したものにつきまして、國土館の説明によりますと、國土館の内部処理あるいは現地法人との関係では貸付金ということで処理しておったわ

けでございますが、うち七億円につきましては、送金の際の手続を誤って寄附金として処理してしまったという報告を受けたわけでございます。この点については先生からたびたび御指摘を受けたわけでございますが、文部省といたしましても、もし誤りであるならば実態に合わせる手続をとるなど必要な措置を検討するようにという指導をしたわけでございます。

寄附金を貸付金に変更するということにつきましては、
てブラジル中央銀行と折衝を重ねたわけでございま
すが、最終的に変更が認められなかつた。こうい
うことでございます。このため、いわば資産の
実質的な確保を図るという観点から種々検討しま
した結果、現地に支部を設置いたしまして、現地
法人から逐次資産を移管するという方向で現在具
体的な方法等について検討を行つてゐるといふを
うに承知いたしております。

省はどうお考えになりますかと申し上げたんです。当時、文部省は理事会に対して再三応答をしました。理事会の方は、貸付金で銀行から借りた金をそのまま貸し付けるんだから、元利二年間引き受け置き、七年から十年の均等返還で返ってくるんだから何ら心配はないというふうに文部省も受けとめて、それで国会ではその答弁をされているんですね。ところがそうではなくなつてしまつた。だから、そういう理事会の責任をどう考えられますか

○政府委員(國分正明君) 理事会、まあこれは現在の理事会でなくて旧体制下における理事会であるわけでございますが、当時の理事会としては、理事会決定によりまして貸付金ということで送金したのが手続ミスということで、しかもその手續ミスというものが最終的には先ほど御答弁申し上げましたように変更が認められなかつたというところでございますが、この点については手續ミスが最後までいわばたたつた形になつてゐるわけでございまして、私どもも遺憾に存じてゐるわけでござります。

ざいます。

なお、当時の理事体制は、その後の不祥事等をございまして、私ども理事体制の刷新ということを強く求めました結果、理事長等の交代等も行われたところでございます。

○本岡昭次君 それで、現在銀行から借りたお金はどのように返還されておりますか。

○政府委員(國分正明君) ブラジル送金にかかわります銀行からの借り入れは約半億であるわけでございますが、國土館の説明によりますと、その返済は当所の計画どおり行っておりまして、六十年度末までに利息も含めまして約六億九千万円を返済しておるわけでございます。

なお、元本の残高は、借り入れた十億のうち約五億九千九百万、約六億といふものがまだ残高として残っておりますが、返済自体は計画どおり行なわれております。

本当に送金されてくるものを銀行に返すという理事會決定があつたんですね。國会でもそういう答弁がありました。しかし、ブラジルの金はもう完全動かない。それは資産に変わってしまう。そうすると、國立館大學のどこからか金はつくってきています。どこからか、どこに、う事態になつてきます。どこ

返さねばならぬとして重荷が、ついでにかかる、順調に返っているんじやなくて、國立館大學は大変な損失を受けたことになつて、いるわけですか。その点はどうお考えですか。

もって銀行への返済に充てる、こういう計画になつておったわけでございますが、それがいかなくなつてしまつたために、國立館大學といたしましては、まあ一言で言えれば学校全体の資金のやりくりぎりの中で計画どおり返済してきたわけでございま

す。ただ、基本的には新たな借入金に依存するということは避けまして、経費の節減、例えば先ほどの申し上げました海外事業の縮小でございますとか、あるいは役員についてボーナス等をカットするというような役員報酬の減額でござりますと

か、あるいはいろいろな車両等の処分でございま

○本岡昭次君　國立館大學への私学助成金はたしかカットされていたはずでございますが、現状はどうなつていますか。

○政府委員(國分正明君)　御指摘のとおり、不祥

事件等がございまして補助金の不交付措置というふうなことをとつたわけでございます。この適用によりまして、五十八年度及び五十九年度につきましては補助金が不交付であったわけでございますが、

その後、新しい体制のもとにおきまして、理事者側と教官側が一致して改善に努めまして、その改善が著しいと認められましたので、私学振興財団におきましては、運営審議会等にも御相談し、そしてまた、いわゆる制裁規定の定めるところによつて、つゝ削減措置を実行するというこ

○本岡昭次君 エジプトのカイロへも別に二億四
千九百六十万円で、六十年度の経常費につきましては通常の二五
%相当額、金額にしまして約一億七千万ほどにな
りますが、二五%相当額を交付することとした次
第でございます。

千五百万円、先ほど言ったブラジルのサンペウロ、ペレムへ十億円、計十三億円、そのほかニューヨークにも一億円余りがあるんですが、こういう大金を動かして海外事業をやろうとした。私は当初、今のような結果になることを想定して厳し

い警告を発してきたんですが、結果として同じことになりました。私の言つたとおりになつたわけです。

だということにならないと思う。やはり理事会などいろいろところで決定して、そして実質それは全部国士館大学が不良資産を抱えて、そして現金を内部で調達をして銀行に返済をするという事態を招いています。したがって、先ほど助成金を、改善が

著しいからまず第一段階一五%の助成をして順次

○○%助成に戻す、こういうことのようだ聞いております。私はそれでいいと思いますが、してほしいということ今まで諭議したものから要求しておきたいんですが、これはできれば大臣に答弁していただきたい。私は今言いましたように國士館大学問題についてはもうこれで最後にしたと思つております。

新体制になつて改善に努力されることを私も多とし、頑張つていただきたいと思つております。しかし、先ほども言いましたように、今日のような國士館大学に多大の損失を与えた当時の理

事の方が、まだ新しい体制の中でも理事で残っておられると聞いております。新体制の中での旧体制の理事が何ら責任もとらずにそこに残っているということについては、私は納得ができないのであります。その点についての責任ある対処を文部省としてしかるべくやっていただきたい。

それから、今まで大学の改善については理事者側と組合側が双方、文部省とかかわり合いながら國士館大学の改善について努力を重ねてこれらたと私は見ています。そういう意味で、これから助成金を二五%を五〇%に、七五%に、一〇〇%

にというふうに、順次改善の状況を見てもとにかくしていかれるのであります。しかし、そのときには、理事者とともに組合との間においても、文部省はそうしたことの確認を同時にやつていかれるべきが筋ではないかと私は見ております。

この一点についてひとつ文部省の方とそれから文部大臣に、國立館大學の今後の問題について一言お話をいただきて、これは終わります。

私ども、指導に当たりまして、運営体制、理事体制の刷新ということは申し上げたわけでござりますが、やはり私学でございますので、個々の理事に対しても退職を求めるとかそういうことはいか

がかということで、一般的な理事体制の刷新ということを指導申し上げたわけでございます。その結果、理事長ほか何名かの方がおやめになり、新しい理事長、副理事長等が就任されまして、基本的には体制は刷新されたというふうに認識しておられます。ただいま御指摘の問題につきましては、國士館自身でもいろいろ議論があるようでござりますので、御指摘の点は國士館当局にもお伝えしたいというふうに考えております。

それから第二点の組合との関係でござりますが、私ども文部省が國士館大学の組合とじかにいろいろ何らかの取り決めをするとか確認をするとかというのはいかがかと思うわけでございまして、これは國士館大学当局と組合との関係でいろいろお話をすることだと思います。ただ、私どもとして一般的に申し上げられますことは、組合の方がお見えになつても、従来もそうございましたが、十分対応は申し上げたい、かのように考えております。

○國務大臣(海部俊樹君) 國士館大学の問題につきましては、率直に申し上げて、私学のあるべき姿という点からいっていかがかと思われることがかなりございました。それで御承知のような措置をとり、また、本委員会でもしばしば問題になつたことについて、私学部長がそれなりの対応をしてまいりました。

私が文部省に参りましたときに、いろいろな報告の中で、この問題については新体制をつくり、運営等にもきちっと一つのけじめをつけてもららう。同時に、必要以上の海外事業についてはこれに徹底的に縮減の方針でいくということを聞きました。私は、信頼を取り戻すためにはやはり思切った新体制をつくること、従来の事業の、縮減と言わざるにできれば完全に手を引いたらどうかというようなことを強く言ったのでありますけれども、私学の自主性ということもあります、また国際親善、国際交流ということ等も考えると、まるまるそれを認めないというわけにもいかない。現に、いい意味で立派な成果を上げておつていただ

くほかの私学の例等もあるという話等も承りましたので、その辺の指導監督よろしきを得るよう十分な注意を払ってきたところでございます。これからもその方針で、立ち直りを促していくたい、こう思っております。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食につきましては、本件は、私どもが関与いたしております点と申し上げますと、まず施設設備の整備は、国が補助金を出して学校給食の開設者に対して奨励していくことといたします。大体予算としての多くの金額は、学校給食施設設備の充実費、それから準要保護、要保護の家庭の子供についての給食費補助というものが金額的には大きいものだというふうに思つております。

○本岡昭次君 文部省は、昨年一月に学校給食の合理化についての通知を出しています。この中で、合理化するに当たっては各設置者が、「学校給食が学校教育活動の一環として実施されてることにかんがみ、これを円滑に行うことを中心とする」と言い、留意事項として、地域の実情に応じた適切な方法により行うこととしています。そこで、最近起こっている各地域の学校給食民間委託問題についてお伺いをいたします。

まず、東京都の定時制高校で行われている調理員派遣方式です。これは、給食の質を落とすことなく学校教育活動の一環として円滑に行われていいるとお考えでござりますか。

○政府委員(古村澄一君) 「学校給食業務の運営の合理化について」という通知を出しました趣旨は、私たちも学校給食そのものの教育上の意義といふものは強く認識いたしておりますが、学校給食を実施いたす点につきまして、まだがあるところ

るは省く、あるいは運営の効率化を求めるといふのは当然のことでございますので、その線に沿つて通達をいたしたわけでございます。

したがつて、その中では方法論を三つ例示いたしておりますが、それぞれの地域の実情がありましようから、その地域の実情に合った方法をひとつ設置者としてお考えいただきたいということでお通達を申し上げたわけでござりますが、具体的に東京都が夜間定時制の学校給食について民間委託を実施したということは聞いておりますが、これにつきまして、個々具体的にどういった問題があるかということまでつまびらかに承知いたしていらっしゃるわけございません。ただ、民間委託をする場合に当たりましても、通達の中をごらんいただきますとわかりますように、いろんなことを留意事項として挙げております。そういった留意事項に基づいて、学校の設置者が学校給食の質を落とさないようにということを前提にしながら、そういった合理化の工夫をしてほしいということを御指導申し上げたわけでございます。

○本岡昭次君　いや、御指導申し上げたのはいいですが、現に東京で定時制高校に対して行われた民間委託、いわゆる調理員派遣方式というのには、給食の質を落とさないで、教育の一環として、文部省のお考え方どおり実施されているとお考えですかどうかということをお尋ねしているんです。

○政府委員(古村達一君)　東京都のそういうた民間委託について、具体的に質が落ちていったといふふうなことを聞いているわけではございません。そういったふうな情報は得ておりません。

○本岡昭次君　私は、東京都高等学校教職員組合などの資料によると、次のような問題点が指摘されていることをここで明らかにしておきます。学校運営での問題として、これは海部文部大臣もよく聞いておいでいただきたいのです。

・給食調理のふなれから給食時間に間に合わないときもある。調理員の労働時間の都合で一時限と二时限の間に給食時間があつたのを、業者から授業開始前に食べさせてほしいと要請があつた学校

がある。仕事の都合でおくれてしまつた生徒の給食がなかつた。衛生面で、合成洗剤の毒性は大きな社会問題で、学校給食の現場からも関係者の努力により石けんへの切りかえが進んでいたが、派遣調理員方式になり、また合成洗剤に戻つたところがほとんどである。素手で泡だらけになつて洗つている調理員の健康問題と食器への残留が心配である。パート労働者の健康管理も業者側がどの程度きちんとしているのか学校側では管理できない。栄養職員の問題。献立をつくるだけで調理室に入られず、作業工程を見る 것도できない。ということは、どのようなものができるのか毎日不安の連続である。調理経験の少ないパート労働者に時間内に調理をもつらうためには手間のかからない簡単な献立しか作成できず、質の向上などは期待すべくもない。あるところでは、御飯にケチャップをかけて、ケチャップ御飯だといってぱつと間に合わせて出したというところも出でているといふ実態が私たちのところにある。

もし文部省として、いや質は低下しない、むしろ向上した、教育の一環としてより充実したとおっしゃるならば、それでは文部省側がそれに倣するデータをきちりと出してやつていただかなければ大変なことになる、私はこう思つてゐるんですが、いかがですか。

○政府委員(古村澄一君) 今先生の御指摘、お挙げになりました具体的な事例を、私たち東京都の方から聞いておりませんが、もしそういう事態があるとすれば、これは大変遺憾なことであるといふふうに思います。それは通達の中でも、例えば献立について、東京都の場合は東京都の方でちゃんと決めるというふうに示してありますし、給食調理のふなれから給食の時間がおくれたといふふうなことはおよそあってならないことでござります。これはやっぱり東京都教育委員会と民間業者との間のきつちりした契約関係の詰めというものをはつきりすべきことであろうというふうに思ひます。

努力と積み重ねがあつて今日給食制度があるんだ
ということも私は十分肝に銘じておるつもりでござ
ります。

昨年は、まだ党の文教制度調査会長という仕事をしておりましたけれども、予算編成の時期に学校運営の基幹的な役割を果たしていらっしゃるんだから、義務教育の国庫補助制度の中にとどめるべきだという考え方を、私どもも党の仲間といろいろな日談りで吉良をうこと等もしながら、さらさら

委員会第三分科会でこの問題について次のように答弁されております。その人その人にどうしたら一番いいかということを、教育委員会や保護者、学校側もしやすく定規的に考えないで、よく話し合ってもらいたいとお願ひしたいと答弁されています。障害児の人生をどうとらえ、何がその子にとって幸せかを考えるときに、地域社会の中で子供を生きていかせたいと願う親の気持ちを、一方的にこれを否定するわけにはまいりません。そこで一点お伺いします。

な状況下にあるわけでございます。したがいまして、そういう観點から、この子供に対しての適切な教育機関としては盲学校が適切であろうというような判断を県の教育委員会、それから市の教育委員会も基本的に持っているわけでございます。ところが、御父兄の立場は、どうしても普通の中学校に入れたいということで折り合いかつかないというような状況になっているわけでございまます。

したがいまして、基本的には子供をどういう学

だからそういう意味で、文部省なり教育委員会の考え方を一方的に押ししつけずに、障害児の親の考え方といふものを十分しんしやくしてこの問題の善処をやつてもらいたい。私はこういうふうにここでお願ひをしているんですが、文部大臣いかがですか。

より一層いい給食制度の実現のために関係の皆様方が取り組んでいただくよう願つておるわけでありまして、今臨調とかいろいろな世の波を受けながら、体育局長もそれなりに頑張って、この給食制度をよりいいものに向けていきたい、と思って努力をしておるわけでございますから、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

○本岡昭次君 ひとつ今のよだな大臣の答弁の趣旨を十分具体的に徹底させていただきたいと思いま

この問題について、毎年全国各地でトラブルが絶えません。障害があるからこそ普通の小学校へ行かせたいという親の思いと、学級運営上あるいは学校運営上の効率や専門教育の効果を重視していく文部省、教育委員会の考えとが対立しているからであります。

○政府委員(高石邦男君) 具体的な事項を御指摘になつての質問でござりまするので、その内容に即して御答弁申し上げたいと思います。

清水市における子供は、ことしの春盲学校の小学校部を既に卒業しております。そして、現在十五歳ですから、既に義務教育の就学義務を負つている年齢をオーバーしている子供でございます。その子供の親は、近くの中学校に就学させたいといふ希望を持っております。ところが、この子供は全盲でございまして、しかも重度の精神薄弱といふ子供でございます。受け入れる側といたしましては、これは盲学校において教育をしなければ、普通の中学校に受け入れても教育不能というよう

上げているのであります。
だから、文部大臣も、しゃくし定規的に考えないでよく話し合つてもらいたいとお願ひしてるのであります。現在もなお話し合ひが続いておるという段階でありますから、文部省としてもそのことが教育的にいいんだからという文部省側の問題と、それから親が、私の子供にはこういう教育を受けさせたいんだという問題をやはり対等に考えて、そして両者の考え方でどこか具体的に解決する中身はないかということを時間をかけて話し合つていくことが私は極めて大切ではないか。その中で、解決の方法も現場の中で一つの知恵として必ず出てくるものだと、こう思っているんです。

はなるんじゃないだろうか。
現に、特殊学級や養護学校なんか加配教員もたくさんおつていただい、それは普通の学校とは違う至れり尽くせりの教育、授業をしていただくなになると、本当に頭の下がる思いがするわけでござります。そういう行き届いた至れり尽くせりの環境の中に行かれた方がその児童生徒のためになると思うときには、そちらにやはりお勧めをするということもあるわけですから、この具体的なケースにつきましては、その親のお立場、教育委員会のお立場、しかし一番肝心な児童生徒のための立場という視点もまた加える必要もあるうかと思いますので、そこをあくまで学問的に、科学的

いろいろな知識を有する方々の就学指導委員会と申しますが、そういうようなもの等も考えていただく、あるいは直接教育委員会と親の皆さんがどちらの立場がいいのか、具体的にはもうケースバイ・ケースになつてきますが、その子供さんがどういう過程でそれ以前の教育は過ごしていらっしゃったのか、それでよかつたのが、どこが悪かったのか、それから先はどうした方がいいんだろうとかそういうことも十分やっぱり納得のいくようにお話し合いを願つて決めていただくのが望ましいというのがあくまで私の考え方でござります。

○本岡昭次君 私はやっぱりこの種の問題は、子供の人権という立場から考えていくということを忘れてはならないと思っています。

そしてそれはその子供が自分の人生として生きていら
くのでありますから、そのときにいろいろな教
育機関が、あなたたはこの学校へ行きなさいと言つ
ても、その子供の将来の人生にわたって責任を持
てないのであります。あくまでその子供は自分の
力で生きていかなければならぬし、その子供に
対して一番大きな責任とかわり合いを持つのは
親であります。障害の重い子供であればあるほど
その親が、その子供の独立できない、自立できな
い状態に対して大変な苦労をしてかかわっていく
なければならぬのです。だからこそその親が、こ
の子供が重い障害を負いながら、人生の重荷を負
つて生きていくことについて、せめて義務教育の
中でこういう学校でこのように学ばせたいと言つ
ている願いの方が私はやっぱり人権上の問題とし
て考えていった場合にそのことを優先されるべき
ではないかというふうな気がするんです。

本当に教育委員会がなりと反省したり、またそのと
きに盲学校へ行った方がいいと判定をされた先生
が、その子供のすべての人生にとってかかわって
いけるかといったら、これはかかわっていけない
わけなんですね。いかに科学的、教育的と言つても
ね。僕は障害児問題というのをそういう人権問題

児に対しても十分な対応のできる条件がないことは、私はよく知っています。私も現場の経験がありますから。だからといって養護学校の方が、盲学校の方が施設、設備が整っているからということでもってそこを切り離していくんではなくて、今言われている健常児と一緒に障害児が学ぶ統合教育というもののあり方を、これから二十一世紀に向かって、やはり我が国の教育というものは懸命に摸索をしていくべきだという考え方方に立つんです。

時間もありませんので、海部文部大臣に最後にお願いしたいのです。

月を九月にするとか、あるいは海外子女等の関係をどうするとか、あるいは学生の国際交流とかと、いうことだけじゃなくて、やはり世界の教育先進国と言われている日本が、最も教育の問題で困難とされている障害児の教育問題について、統合教育という新しい教育の一つレベルをつくっていく、そこに向かって懸命に努力をしていく姿、人間を人間としてどう大切にしていくかという、いわば人権教育というふうなところに対して新しい学校教育の姿を求めていく、その努力があつて初めて私は教育の国際化という問題が世界の皆さん方から本当の中身あるものとして認められていくと考えます。したがって、できればこの障害児教育の問題も、そういう高い視点に立つてこれからひとつ真剣に検討していただきたいし、文部省にお願いしたいんですが、この清本市の問題も粘り強く地元との話し合いによつて解決をしていくようについて指導を再度お願いをしておきたいと思

そのことについて最後に文部大臣の答弁をいた
だいて次に移ります。

の課題であります。したがいまして、明治以来盲学校をつくつたり養護学校をつくつたり特殊学級をつくつてきた長い歴史というのは、まさに障害児そのものに着眼しての教育の場の展開であるわけでございます。そういう意味で、盲学校において盲学校の専門的な形で教育をしていくのがいい成果を上げるというのは、これは百年かかつて証明されていことなのでござります。そういう意味で、養護学校、盲学校の教育というのもっと充実していくかなければならないというふうに思ふんです。

それからもう一つは、その子供たちが社会に出た場合に、社会の中での自立できるということも必要であります。そういう意味で、障害児と障害を持たない子供たちの交流教育、そういう場も一方

に本意して用意されなければならぬといふことは、そういう交流教育の機会といふものは一方において拡大していかぬべきやならないといふに基本的には思つてゐるわけでございます。そういうことから、清水市の問題もいわばこの子供のためにどのようにしてあげるのが最大の成果であるかということを念頭に置いて議論すれば、おのずから結論は出でてくるというふうに思つておるわけですが、社会党の先生方とも非公式に相談した段階でもそういうふうな話がありまして、なかなかそこがうまくいかないといふ悩みを持つておりますので、できるだけ早く双方の意思が一致して、円満な解決に向けて努力してまいりたいと思つてお願いいたします。

去る三月二十二日、兵庫県宝塚市立宝塚小学校の卒業式へ右翼が乱入した事件であります。警察庁、この事件の事実関係と警察の対応について、簡単に御説明願います。

にあります宝塚市立宝塚小学校が体育館で卒業式を行つておりますところ、兵庫県の西宮市に所 在いたしまして右翼団体の構成員十九人が会場に入りましたて、式場内に国旗が掲示されていないといふことに腹を立てまして、数人が壇上に上がりまして持つていた日の丸の旗を掲げようとしたしまして、これをとめようとした父兄の一人を押しのけたり、舞台の上にありましたマイクを取り上げまして日の丸掲示を迫るというようなことで、式を数分間中断させたという事件でござります。これに対しまして、警察は直ちに現場に急行い

たしまして、被疑者十九人全員を検挙いたしました。関係先を捜索するなど所要の捜査を推進いたしております。検挙いたしました十九人のうちで、五人につきましては現在もなお引き続き身柄

○本岡昭次君 事前に右翼の動きを察知した教育委員会等が、未然にこうした問題を防止するための要請を警察にしたと聞いております。こうしたことを見止せるための情勢判断に甘さがなかつたのかどうか。いかがですか。

○説明員(菅沼清高君) 宝塚市内の小学校における国旗の掲揚問題につきましては、昨年一部の週刊誌が売布小学校の問題を取り上げまして、右翼が大変強い関心を持っていましたし、また、この事件の直前の三月二十日にも、市の教育委員会や売布小学校の方に右翼団体が抗議要請などもやつておりましたので、二十二日の一斉に実施されましましては、場所が小学校であるということも十分配慮いたしまして、右翼が関心を持つております。

右翼の街宣車が宝塚小学校に入ったということ
た。教育委員会や学校からの要請等もありませんでした。
した。宝塚小学校を中心とした重点的な警戒措置を
講じていたわけあります。宝塚小学校につきま
しては、事前の動き等もございませんでしたし、

—

がわかりましたので、すぐに二人の警察官が駆けつけミシ、会室内にある二、三三上を十分考慮

いたしまして、静穏に退去するよう警告措置をとつたのでありますけれども、警察官の制止を振り切つた者が壇上に上がりまして式を妨害するということになつたわけでござります。しかし、無線連絡を受けて駆けつけました警察官らによりまして、先ほど申し上げましたように、全員検査い

入学シーズン等を前にしておりますので、同種の事案等が生じないように、既に必要な指示等はいたしております。

○本岡昭次君 この点、文部大臣に一、三お伺いをして終わります。

文部大臣　この事件について語彙は幸合をもつておられると思います。いかなる理由にせよ、右翼が学校の卒業式に乱入をしたということを私たちには絶対許さないといふ立場に立ちます。

○國務大臣(海部俊樹君)　いろいろな前提条件を
一切抜きにいたしまして、右翼が学校の式場に乱
す大臣の所見はいかがですか

入したということは、これは許してはならないことでありまして、警察がそれなりの対応をきちっとして、いよいよ二つ目は、今は、これからも

としてくれたといふことは、あれこれありました。しかし、そのような厳しい態度をとつてもらいたい、こう願つております。

県の知事は、国家権力や行政権力によって強制すべきものでないという趣旨の県会における発言を

行いました。そういうことで、兵庫県においても、関係者の合意をどうつくっていくかという、学校内の努力でこの問題はまだねられているので

あります。私はそれでいいと思っています。

るから」というふなことでもって、結果として右翼の力をかりて日の丸問題を解決していくようなことになれば、それは文字どおりファッショナリズムだよ

考えるんです。文部大臣もこうしたファッショは絶対反対されると思うんですが、この日の丸問

題と右翼のこうした関係、こうしたことについてどういうふうにお考えになりますか。一言御意目を伺つておきたい。

○国務大臣(海部俊樹君) 大変困った問題だと私は思います。次元が全く違うことでござりますか

からこういふた。決で許されない甜入。

力行為というものは、これは厳に慎んでやらなければならない。されども、それと日の丸、君が代の問題とは全く次元が違う問題でありますから、今先生御心配のように、日の丸を上げなければ右翼が来るとか、そんなような角度で私ははらえたくないし、とらえてもおりません。全く別の角度から皆さんにお願いをして、この問題は理解を深めていついただきたいと思つておる問題であります。

○本間昭次君 もう二分ほどあるようですが、最後に一問質問しておきます。

登校拒否児を精神病院に入院させるという問題について、私は一月三十一日の本会議の代表質問で中曾根総理から答弁をいたしております。中曾根総理は、そのようなことがあれば非常に重要な問題であるという認識を示されて、そういうことがないよう精神病院等に対する指導を強化していくと答弁をいただきました。「精神病院等」という言葉がありますので、やはり文部省についても何らかのかかわり合いがあるのではないかと思うのですが、この問題について、文部省の立場からどのように指導を強化されましたか、また、今後されようとしていますか、答弁をいただきたい。

○政府委員(高石邦男君) 精神病院とのかかわりでございますので厚生省の所管に属する内容でございますので、厚生省と十分連絡をとつてこの問題に対処していかなければならぬというふうに考えて、連絡し合つておるところでございます。

なお、厚生省では、一部の精神病院において院等についての問題があるという認識をしておりまして、本年二月十二日、各都道府県の精神保健主管課長会議を開催し、その席上、精神病院への同意入院及び措置入院の適正について一昨年出た通知に基づき指導の適正を図つていきたいところで、そういう指導を各县の主管課長を通じてやつておるという段階でございます。

○本岡昭 次君 終わります。
○谷照美君 文部大臣が最初に大臣になられたときには、予算委員会で私はこういう質問をしました。小学校に入る前までに父親としては子供にどうかのくらいの字を覚えておいてもらいたいか、文部大臣としてははどうか、こういうのでございます。ちょうど入学式の前だったのですから、これがテレビ放映をされたわけでありますけれども、何か奥様のお友達がそのテレビを見て奥様に話しましたところ、奥様が、何を言つてゐるの、自分は何にもしないで、私がどんなに頑張つているかも知らないでと、こういうふうにおっしゃつたとかといふのが新聞に、コメントに出ていたのをまだよく覚えてるわけでありますけれども、あのときの大臣の御答弁は、まあ字は、父親としては、自分の名前が読めて書けてと、その程度に最低は押さえておきたい、それから文部大臣としては、カリキニラムがあるのでそれに追いついていくような状況の中で、とにかく迷子にならないようなこと、日常生活ができるような、その程度のことです入学してきてもらいたいというようなことがあつたわけですけれども、あのころはちょうど落ちこぼれなんという嫌な言葉がはやり出していたころだつたと思ひます。

今就学前の教育は、保育所とそれから幼稚園、大体九〇%を超える子供たちが入つていて入学をするわけですね。ところが、子供の数がもう非常に少なくなったものですから、保育所も次々と倒れていく、それから幼稚園も店しまいをしなきやならないような状況になつていて、そういう児童減が園に与える影響といふのは戦国時代のようなものがあるというふうに私は理解をしてるわけであります、その幼稚園の中では、今子供はお客様が園に入れる影響といふのは戦国時代のようなものがあるというふうに私は理解をしてるわけやお父さんが帰つてくるとそこへ園の人人が出かけないで、お土産を持ってきて、あなたのところへもあちらの園に入つたけれども、ぜひこちらに来てもらいたいとか、あそこの園にはバスはないけれども

れどもうちの園にはバスがあつて、そして、ちょ
うと遠いけれど敷地は広々としていていい教育
ができるからと、もうこういう状況になつていて
というふうに、園の經營者なんかも頭を痛めてい
るわけであります。

通園バスでもって子供たちを集めでさらうよな形で幼稚園へ連れていくという、こういう教育というのはいかがなものかなと私はいつも思つてゐるであります。それで、お互に幼稚園が近くにあるようなところは協定をし合いまして、大阪なんかは、とにかく徒歩で歩ける範囲内のところにはよその園のバスは子供を集めるためにとめないといふやうな協定をやっているんですね。これでは私は、自分たち自身でそういう規制をつくってお互いに守りましょうという姿勢、大変いいと思ふんですけれども、でも、それも守り切れないと今必死の状況になつてきている。そんなことも考えながら、公立の幼稚園にしても保育園にしても統廃合を余儀なくされるなんという実態があるんですけれども、この幼稚園教育の中できるだけ歩いて通えるような条件というものがいいんではないかなと、こういうふうに考へるんです。その点についてはいかがなものでしよう。

○政府委員(高石邦男君) 身近な、子供が歩いて行けるところで幼児教育を受けるというのが望ましいというふうに思います。

○柏谷照美君 でも、それができないよな状況になつていることはもう御存じだと思いますね。そして、特に音楽を売り物にしたり、英語を教えることを売り物にしたり、非常に、何といいますか、幼稚園教育が本当に幼稚園教育じゃなくなつてゐる。いわゆる偏差値偏重教育に埋没させられてしまふような状況になつてしているということに心を痛めているわけで、文部省なんかそういう団体の方と接触することが多いわけですから、その辺のところは十分にお話し合いを進めていただきたいと思います。

一クラスの幼稚園児の数、あれ、いまだに園児

の数は四十四人なんですね。これ、何年間ぐらい四十人でやつてきていますか。

○政府委員(高石邦男君) 昭和三十一年の幼稚園設置基準で制定されまして、それ以来一クラス四十人以下というのが一つの基準になつて運用して

園ということで、率にいたしまして一・六%と
うふうになつておりますが、その後、年度を越
まして数園が学法化したということは聞いており
ます。

文部大臣 先ほど高石局長が、幼稚園の一クラ
ス四十人の問題はいろいろと討議中であります
けれども、それを少なくする方向でとこういうふ
うにおっしゃったわけですけれども、大臣、いか
がお考えですか。

[View all posts by admin](#)

○粕谷照美君 既に小学校ももう四十人学級になっているわけです。それよりももっとと社會的訓練を受けていない子供たちを四十人見るといふのは大変なことだというふうに思いますね。この幼稚園の学級編制基準というものを見直していくという考えは文部省にありますか。

○政府委員(高石邦男君) 現在、幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議で、今後の児童教育のあり方について論議をしていただいておりました。その中でこの一クラスの学級編制の問題も重要な課題として取り上げて いるわけでございま

○政府委員(國分正明君) 現在の私学振興助成法によりますと、いわゆる学法化措置義務期間を経過しました個人立等幼稚園に対しましては、機関補助たる経常費補助はできないことになっておりまますので、昭和六十年度予算におきましても法律規定の趣旨に従つて対処しておりますし、ただいま御

抜きにしまして、ここには大蔵大臣もおりませんので氣楽な気持ちで夢を語らしていただくと、やっぱり少ない方が行き届いたい教育ができるということは、私ども先生と全く同じでござります。けれども、現実には予算の壁やらいろんな制約がございまして、小学校、中学校の四十人学級ですら、ここでいろいろおしゃりを受けながら、努力いたしますとまでしか言い切れない微力を省みますと、必ず少なくしますとは、今の段階では申し上げかねることでございまして、少なくなる方がいいという気持ちは局長も私も皆一緒でございますので、その方向に向かって努力をさせてい

ですから、方向としては四十人からもつと減らしていくという方向を念頭に置きながら検討しているというのが現状でございます。

○粕谷照美君　たしか去年で学法化しない幼稚園に対する補助の問題は打ち切りになつたのではないかと思いますけれども、現状はどんなふうになつておりますか。

審議いただいておりまし六十一年度予算におきましても、国の補助対象にしないということで予算措置をしているところでございます。

ただこう、こう考えております。
○柏谷照美君　今の文部大臣の願望みたいな御答弁ですけれども、やっぱり決意としては、少なくしなければならないと思う、こういう答弁をいただかなきや、これはちょっと問題があるんじやないでしょうか。

○政府委員(國分正明君)　いわゆる私学法の幼稚園に対します經常費で、經常費補助をもらつてゐる、私どもの言葉で学法化志向園と呼んでおりますが、これが昨年の三月末日に学法化の期限が到来いたしましたのが全体で千九百七園でございま

についてやっぱり問題があるのではないか、これを返したらどうだということをすつと言つてきました。

ありませんでしたが、文部省が一生懸命努力して、また、予算のときに大蔵と努力すればできる例えば小中の四十人学級の問題なんかは、私もいさか応援団として関与してきたわけですから、やるべく努力しますと決意を表明できますが、幼

す。それが当初の予定どおり学法化いたしましたのが千四百五十二園、率にいたしますと七六・一%という数字でございます。それから、途中、とてもこれは学法化できないということで補助金を辞退した、あるいは諸般の事情で廃園したというのが四百一十五園、率にいたしまして二二・三%

か。それはそのままでよろしいんですか。
○政府委員(國分正明君) 法律上の学法化措置義務といふものは、その期間経過後におきましてなお残つてゐるわけでござりますので、私どもけで引き続き、所轄庁でございます都道府県に対しましてなお学法化するよう指導してまいりたいとい

稚園のことは、地方交付税の方の分野になつてき
ますと、自治大臣でもこゝへ来てもらつて、頗る
こういう返事をしてくれと言わざるを得ない立場
の問題になりますので、私としては精いっぱい
りぎりのところまで言つて願望の気持ちを表明し
た、こうことですござります。

という数字でございます。それから最終年度——六十年度でございますが、まで国庫補助金を受けながら、最後まで学法化できなかつたものが三十

○柏谷照美君　ぜひそういうふうに指導をしていただきたいというふうに思つております。

○柏谷聰美君　それではやがて今度は予算委員会で自治大臣、大蔵大臣、文部大臣をそろえてやらなきゃならない、そういうふうに思つております

す。そのときはせひしっかりと頑張っていただきたいと思います。

さて、先ほど本岡委員が質問をされておりましたけれども、障害児の問題についてであります。

最近また、時期になりますといつもニュースに出てくるわけですけれども、障害児が上級学校にチャレンジをしたというニュースであります。特にこのごろ目につくのは、福岡県の、脳性麻痺、しかも重度で鉛筆も握れないという中学校の三年生が、普通高校に入学をする試験を受けることになった。また、三十二歳の同じような状況の人が出た。これに対して福岡県教委は、特別の入試の方法を許可をした。また大阪でも、極めて重度の脳性麻痺の子供、これ、もう鉛筆を持てないどころの話じやないんですね。音声入力装置、コンピューターを百数十万台で教育委員会が買つて、そしてその子に受験をするチャンスを与えた、こういふのがあるわけですから、文部省、県教委がとった対応をちょっと説明していただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 心身の障害を有する者を高等学校に入学させるかどうかというのは、各県それ今まで問題として検討が加えられてきたのでございます。福岡県の場合には、その子供について普通の高等学校に入学させて教育ができるという判断をした上でその子供の受験の機会を与えたわけでございます。ところが、その受験に当たりましては、脳性麻痺で手足が不自由なために筆記が困難であるということから、口述等によりまして介助者の代筆等、入学選抜の学力検査で特別の措置をとりまして入学試験をやつたわけでございます。

文部省といたしましては、心身の障害を有する者でも高等学校的教育を十分消化できるという見込みがある者については、できるだけその機会を拡大していくということは必要であろうと思っております。

○柏谷照美君 この福岡の中学生は普通の中学校

す。そのときはせひしっかりと頑張っていただきたいと思います。

さて、先ほど本岡委員が質問をされておりましたけれども、障害児の問題についてであります。

最近また、時期になりますといつもニュースに出てくるわけですけれども、障害児が上級学校にチャレンジをしたというニュースであります。特にこのごろ目につくのは、福岡県の、脳性麻痺、しかも重度で鉛筆も握れないという中学校の三年生が、普通高校に入学をする試験を受けることになった。また、三十二歳の同じような状況の人が出た。これに対して福岡県教委は、特別の入試の方法を許可をした。また大阪でも、極めて重度の脳性麻痺の子供、これ、もう鉛筆を持てないどころの話じやないんですね。音声入力装置、コンピューターを百数十万台で教育委員会が買つて、そしてその子に受験をするチャンスを与えた、こういふのがあるわけですから、文部省、県教委がとった対応をちょっと説明していただきたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 心身の障害を有する者を高等学校に入学させるかどうかというのは、各県それ今まで問題として検討が加えられてきたのでございます。福岡県の場合には、その子供について普通の高等学校に入学させて教育ができるという判断をした上でその子供の受験の機会を与えたわけでございます。ところが、その受験に当たりましては、脳性麻痺で手足が不自由なために筆記が困難であるということから、口述等によりまして介助者の代筆等、入学選抜の学力検査で特別の措置をとりまして入学試験をやつたわけでございます。

○柏谷照美君 この場合、高等学校は特殊学級じゃなくて、普通の学級に車いすの子供たちを入れて勉強するという、ともに学びともに育っていくという、そういう姿勢なんだろうというふうに思つております。

またもう一つ、神奈川県立の高等学校の斎藤恵子さんという人が、全盲ではありますけれども、ほとんど目が見えない、教科書も全然読めないという全盲に近いような生徒ですけれども、この方が横浜市立大学に推薦入学をされたという記事が載つておりました。

これについてちょっと一言何か感想を述べていただきたいと思います。

○国務大臣(海部俊樹君) 御指摘のあったこの件につきましては私たまいま初めてでございますけれども、いろいろな障害を持ついらっしゃる人達が、普通の人と一緒にできるだけのところまで交わりたいという努力、現に私の郷里の愛知県でも、平和町というところが一生懸命努力をして、特殊学級とそれから普通の学級と共同で時間をやる。理科の時間だったと思いますが、熱帯魚の観察だとかいろいろなときに、何か交わりができる、非常に生き生きとしておつた、そんな現場を見たり、報告を聞いたりしたこと等ありました。

そのことなんかとあわせて考えながら、だれが見ても、その人がその障害を克服して普通の児童生徒と一緒に勉強することができるというふうに思つたのでござります。福岡県の場合には、その子供について普通の高等学校に入学させて教育ができるという判断をした上でその子供の受験の機会を与えたわけでございます。

○柏谷照美君 私は、そういう措置を大学や高等学校がとるということは、小学校、中学校の子供たちにも非常に大きな励みを与えるというふうに思つているわけであります。しかし、そういうところなんかもとあわせて考えておられるわけでございます。

○柏谷照美君 この場合、高等学校は特殊学級じゃなくて、普通の学級に車いすの子供たちを入れて勉強するという、ともに学びともに育っていくという姿勢なんだろうというふうに思つております。

また、こういうところですから、選抜ですから一定の学力がなければならないという、それもまた非常に厳しい条件があろうかというふうに思つます。しかしそういう中で、小学校についてあるいは中学校について、義務制についてはなかなか厳しい姿勢じゃないかということを、私は先ほどの本岡委員の質問も含めまして感じているのです。

金井康治君という子供が、普通の学校に入りましたが、ほとんど目が見えない、教科書も全然読めない。こう言つて教育委員会に申し出たところが、教育委員会はこれを拒否した。そして、市の職員たちも学校の先生たちも、校門にビケを張つた

ない。実技に参加できないという子供もいると思
います。そういう場合には、そういう者を見学させ
て体育の授業を受けさせているというような形
等のいろんな工夫が行われて、教育の展開が行わ
れているわけです。

長会議等で少し議論をして、どういうふうにやつていいたらいいかということを研究してまいりました。

あるとか精神薄弱であるとか、そういう子供たちもかなりいるということがわかつて、じゃ、それを特殊学級という形で展開していくこうというので、また特殊学級が戦後大きく伸びていったわけですね。それでは不十分じゃないか、もっと専門の機関、組織をつくって、クラス数も少なくして先生も多くして、そして、施設設備もよくして専門の教育をやる必要があるんじゃないかというの

重い、どうしても普通の子供と一緒に教育できない、そういう者について一クラス、場合によつたら三人とか四人という学級編制にして教育をしていくという仕掛けにしているわけですから、そこはやっぱり子供の立場に立つてどういう教育を展開したらいいかということを考えていかなきやいれない。

例えば全盲の子供が、普通の小学校に入つてどう

いる子供だけじゃなくて、例えば色覚異常のお子さんはで絵が十分に——色彩感覚がないという者にはまたつけ加えるとか、そういういろんな問題が個々において出てくるわけでございます。したがいまして、評価自体を、げたを履かせるといいますか、そういうような形で処理するということは、非常に困難だと思います。ただ、入学させる場合の入学の判断として、そういう子供については特別の配慮をして内申の読み方をいろいろ工夫していくと、それはあり得ると思うんですが、出す内申書の点数を水増ししてげたを履かせるというようなことをやると、他のいろんな教科その他のについても同じような問題が出てきて、かえって不公平さを増すという事態になりかねないので、そこは慎重にやらなければならぬ。ただ、合否を考える場合にそれをどう読み取るかという段階での判断というのはあり得るかと思います。

○粕谷照美君 確かに、今局長がおっしゃったように、学校教育法施行規則の第一十六条、児童が心身の状況によつて更修することが困難な各教科

も、私ども女性の議員が去年の七月ケニアへ行きました。それで、ナイロビの日本人学校を訪ねて行つたんですけれども、その日本人学校、先生方もみんな本当に一生懸命頑張つていらつしやつたのですがそれども、そのときに教頭先生が、こういうところにも障害を持つ子供たちが入つてくるようになつたと。どんな障害を持つ子供たちが入つてくるんですかと聞いたら、ダウン症の子供たち。私たちは普通のクラスにそういう子供を入れて教育をするなんということを考えてみたこともありません、経験もありません、どうしていいかわからぬのですという話をいただきました。

私は、日本の普通の小学校、中学校ではそういう経験をお持ちの先生の方が数が少ないんで、経験を持たない方の方が数が多くて、経験をお持ちの方、知つていらっしゃるという、理解を示される方が極めて少数だというふうに思つんですねけれども、これから海外にもそういう子供たちが入るようになつたんだなということも含めながら、普通の学級でそういう子供たちを教育をす

で、養護学校の義務化が行われてきたわけですね。ですから、そういう一連の流れからいいますと、その障害の種類と程度に応じて教育をしてやるというのが明治以来ずっととられてきた一つの教育政策であつたし、それについては、いろんな立場の人たちを超えてそうだという方向で今まできたわけなんですね。

ところが最近は、そういう障害児も普通の学級に入れて教育したらいじやないかというような議論が一方において生じてきました。それは歐米諸国における交流教育というようなものの影響が若干あると思うんです。そこで、私は一昨年係官を歐米諸国に派遣して、調べてもらつたんです、欧米は本当にそうなのかと。ところが、調べてみると、イギリスにいたしましてもフランスにいたしましてもアメリカにいたしましても、日本にいたしましてもアメリカにいたしましても、日本の場合は、そういう特殊な養護学校で教育している者、特殊学級で教育している者が全体の1%なんですね。ところがヨーロッパ諸国は、それを七、八%ぐらいまで幅を広げて障害児特殊学級の

ころが学校では非常に困る。というのは、基礎基本のそういう教育が身についていないものですから、なかなかそこも中途半端になる。やっぱり全盲の子供はその発達段階に応じてきらっと教育をしていかないと成果が上がらないという事例の報告が何ぼでも出されているわけなんです。そういうようなことを考えて私たちは、いたずらにそれを隔離して、分離して教育をするという発想ではなくして、今申し上げたような考え方で特殊教育の展開をやっているわけです。

しかし、一方においては、やっぱり障害者は最終的には社会の中で生きていくわけですから、その社会の中に生きていく際に障害を持たない子供たちも理解していかなければいけない。それから、障害者自身もそういう社会の中に生きていくような体験をさせていく、指導をしていくということが必要なことあります。したがいまして、そういう場面を、交流教育として普通の子供たちと打交

る、いわゆるインテグレーションといいますか、統合教育といいますか、そういうものについての文部省の考え方をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(高石邦男君) 実は、先ほども申し

対象になるという考え方をしてゐるわけです。したがいまして、そうなりますと、いわば日本の普通の小学校に入っているような者も、諸外国ではそれは特殊学級の対象の子供だという考え方があるのです。二年、三年、四年、五年と並んで

流させるようなチャンスをもつと拡大していくた
いというような教育がとろうとしている政策であ
りまして、核はそこに置きながらそういう場面の
展開を十分やつていくことが非常に重要で
ある。

生、内申書を受ける学校側、そういうところに正

けましたように 明治以来 義務教育を展開するに当たりまして 小中学校等を整備していくた

るわけです。そこにはまた、そういう一つの起步した数%の範囲内にある人たちというのは、普通の

ある
トラブルが起きる地方の実態を見てみますと、

○政府委員(高石邦男君) これは全国的に大きな影響を与える取り扱いでござりますので、指導されたいですね。こういう点について、何か指導されたい気持ちはありますでしょうか。

わけです。どうしても障害の種類、程度に応じてはそれでは教育の成果が上がらない、ということから、盲学校をつくる、聾学校をつくるという歴史が始まったわけですね。そして、そういう盲者、聾者だけではなくして、やっぱり肢体不自由児で

学校に入れて教育する方がいいじゃないかというふうな考え方方が一方において出てきたわけです。それはまさに日本でやっていることなんですね。普通の小中学校でやっていることなんで、日本の場合は、特殊学級とか養護学校というのは、もともと

大体類の気持ちで、子供をどういうふうに教育したらベストかということじやなくして、自分の子供は普通の学校に入るんだというようなところが非常に強いんで、そこが障害になつてなかなか話が合わない、トラブルが解消しないということ

が地方における障害児のトラブルの原因であるといふふうに理解しているわけでござります。

○祐谷照美君 私どもも、そういう車いすの子供たちはもう学校からはじき出されていることについてこれは大変だからというんで養護学校をつくらるという運動をやつてきた立場なんですね。しか

いろいろな考え方というものを、非常に今まで期待していたものに対して裏切られたような感じがする。そういう中から養護学校卒業生の人たちや親の中からいろんな要求が出てくる。これは時代の進化ですから私はもう当然のことだというふうに思つていいわけあります。

だから、そういうものをどうやって受けとめていくかというのが行政の仕事ではないでしょうか。そのところをずっと私も予算委員会で質問をして、当時総理大臣の鈴木善幸氏は、何といつても子供の保護者の考え方が一番大事なんです、最終的にはそこなんだ。こういうふうに御答弁をされました。そのときに私は、初めはよく聞こえていたのですが、それどころか、じや前島委員も拍手をするような今御答弁だったんだなということにおられました前島委員が拍手をされたので、前島委員も私といつも同じような質問をしていましたから、ああそらか、じや前島委員も拍手をするような今御答弁だったんだなということに気がついて、後で議事録を読み直すなんていふふうに思ひますが、よく勉強していらっしゃるが、その総理の御答弁に対して当時の田中文部大臣は、やっぱりそうじゃないんだということを言つていらっしゃる。ちょうど共通テストの頭の毛があるかないかという、その辺のところの答弁の違いで、ああ私、あのときもやっぱり言つてやればよかつたなど反省しているんですが、やっぱり違うんですよ、そのところが。

それで、今局長のおっしゃった、職員を派遣しましてというのは多分上野課長補佐のことだと思います。よくわかるんです。わかるんですけども

……私が非常に近しく、一緒に運動なんかやっておりますビヤネール多美子さんといふ方がいらっしゃって、この方はしようちゅうスウェーデンに行つてきて、スウェーデンにトムテボーダ盲学校というもう盲教育百八十年の歴史を持つてゐる、すばらしい歴史を持つてゐるんですね。一時は二百人近くの子供たちが全国から集まつてきていった。これが今度いよいよ閉校になつた。閉校されたといふその理由は何かといえば、スウェーデンが障害児と普通児と一緒に勉強させる統合教育を一九五〇年代から始めて、その始まつた運動の成果が認められて、親たちがやっぱり愛する子供は自分の手で育てたい、地域の子供と一緒に遊ぼせたい、勉強させたいということで地域の学校に入れるようになつた。それでこの学校が成り立たなくなつてしまひました。それで、百八十年という長い歴史を持つたこの盲学校が閉じられた。そして、じゃ、閉じられた盲学校はどうなつたかといいますと、やっぱり視覚障害者のセンターとして存続することになつた。だから盲児が学校へ行つていて、そして何か基本的な訓練を受けなきやならないなんというときは先生も含めてそういうところに勉強に行くんだというふうになつたということが報告に載つております。また、イタリアでも障害児学級を廃止したというニュースを私は見ました。法律化したんだそうです。そして、中学校の学級定員は二十五名だけれども、そこに障害児が入学すると二十二名になつて教員が一名加配になる、こういう報告も受けているわけであります。

て、ここ十年ぐらい今まで地方で一生懸命やれ
てきたものは、そういう専門的な、例えば難聴の
ための学級をつくれ、それから全盲じゃない子供
については、非常にそれに近い特殊学級をつくれ
というものが実は特殊教育の関係者からずつと強く
要望されただけで流れなんですね。そして、本当に
普通の学級に入れて教育の成果が上がるべきそ
うなことがベストだと思うんです。

だけれども、今までのトラブルの事件を見てみ
ますと、その子供の教育効果というよりも親のメ
ンツというか親の考え方、それに振り回されてこ
のトラブルの解決ができないというのが実情でござ
りますので、我々は客観的に、そういう子供たち
が普通の学校に入つていい成果が上がるという
教育効果が上がれば何も、普通の子供の場合に公
費が大体五十万足らずでございますけれども、特
殊教育諸学校、養護学校では五百万かけているん
ですね、一人に。それだけの金を投入し、一クラ
スの児童数も四十人であるのが大体七、八人。そ
して重複になると三、四人。それだけの多大の公
費を出費しながらやつてきてるわけで、やっぱ
り日本のやつている特殊教育というのは世界的に
非常に進んだ、いわば日本のやつをちょっととまね
しなきゃいけないというぐらいが世界の趨勢だと
、率直にそう思つてゐるんです。

したがいまして、そのトラブルの内容が、子供
の立場に立つたものじゃなくて親のメンツで、た
だ親がそう主張するからそうしたらいいじゃない
かという考え方にはなかなか同調できないという
気持ちでございまして、今おっしゃるように、そ
れが本当に普通の子供の中に入れて教育をした方
がベストであるということであれば、それはそ
ういう方向に政策を転換するということはあり得る
と思いますけれども、現状はそういう認識をして
いないというのが率直な感想でございます。

○柏谷照美君　局長、メンツなんということを言
つたら怒るんですよ、みんながメンツじゃない
んですよ。自分の子供を育てるのは、局長が責任
なんか持たないですから、文部省が責任を持た

ないんですから、最後は親が面倒を見なければいけないんですから。その保護者たる親がどのような考え方をするかということをまず前提にしていくといふことが大事なんだというふうに思うんです。

しかし、私は養護学校もすばらしい教育をやっているというふうに思います。親がそれを信じて、この学校に預けましょうというような条件を持つていくことがそこに働く人たちの私は仕務ではないだらうか。だから、養護学校や盲学校を否定しているのではないのです。そういうところとどのようにしていい関係を持つていくかというのが一つと同時に、それでも私はやっぱり普通の学校だという親たちの要望というものを満たすような条件をつくるべきやいけないと思うんです。

これは「障害児を普通学校へ」という全国の連絡会がありまして、毎回ずっとニュースを出していります。本当に涙ぐましい連絡をとりながら、お互いに励まし合いながらさばらしい実践をやっているので、ぜひ後で文部大臣も見ていただきたいと思うんです。

さて、そういう要望をしながら、この障害児の問題で最後にもう一つ障害児学級のことについて触れてみたいと思います。

障害児学級というのは、一年生から六年生までとかというふうにして、もうがちゃっと押し込んでいるようなところもあるわけですから、ぜひ低学年、中学年、高学年、そして中学校だと、こういうふうに分けてやっていく。たとえ生徒が二人でも低学年は一学級として置く。何でもかんでも集めて先生が教育をするなんということは大変なことなんですから、その辺については文部省はどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(阿部充夫君) 障害児教育の問題につきましては、御指摘のように、特殊学級の学級編制について、これをできるだけ改善をしていかなければならぬといふ宿題があることは御指摘のとおりであろうと思います。

先生も御案内のように、現在、昭和五十五年か

Digitized by srujanika@gmail.com

訓練を受けながら教員になるわけですけれども、私は、この試験問題公表した方がいいと思うんですね。こんなふうにして民間でちゃんとやっているんですから。なぜ公表しないかといったら、やっぱり教員の適性を判断する問題を公開するということになりますと、ああこれで適性判断ができるのかとすぐ批判が出てくる。そんなのを恐れているんじゃないだろうか、こんな感じがします。

そしてまた、今でも指摘されているんですけど

人、養護教諭が千幾らですか、ちょっと数字が見えないんですけれども、全部合わせて三万八千二百三十九人です。この一人一人に退職教員をつけているんですかね。人数でいえば三万八千人はどの教職員の増ということになりますね。四十人学級もできないできないと言っているときにこれやるんですかね。

それから、特に問題校、ツッパリがいるとか、いろんな問題校に重点的にやるとしても、そんなのはこここの学校で突っ張っていたのが転校していくたらもうすぐそっちの方に移っちゃうわけですかね。

は差し控えさせていただきたいと思うわけでございます。

一つ技術的な問題についてのお尋ねがございましたのでつけ加えさせていただきますが、条件つき採用期間を半年から一年に延ばすということ、「審議経過の概要」の中で確かに述べられておるわけでございます。これを具体化する際にどうするか、法律、制度上どうするかということは、まさにこれも答申が出てからのこととござりますけれども、現在の地方公務員法あるいは国家公務員法におきまして、条件つき採用期間というのは原則が六ヶ月であるということになつておりますが、地方公務員の場合には人事委員会が定めるところによつて一年まで延長することができる、国家公務員の場合にも人事院規則で一年までは延長できるというような規定はあるわけでございます。やる場合に、こういう規定によつてやるのか、それとも別途法を改正して国会で御審議いただいてやるのかというようなことはまさにこれから考えること

て全体として伸び悩みであることは御承知のとおりであります。しかも人件費が、粗っぽく申しまして四分の三というになりますと、私どものやれる事業といふのは非常に少なくなつて行く。そこへ今年度も人事院の勧告を完全実施しますために、たしか平年度化して千六百億ほど食い込んで引き受けいかなきゃならぬということになつてしまひますと、非常につらいわけであります。こういつた厳しい状況のもとでありますが、教育は国家百年の大計と言われますように、国の状況がいいとか悪いとかによって教育に対するいろいろな投資が伸びたり減つたりすることは、私個人としては望ましくないと思つておりますので、絶えず継続的に教育研究というものは充実し、繰り返されていかなければなりません。特にまた今臨時教育審議会等を通じて、いろいろ立場によつて御意見は違うかもしませんけれども、いい教育改革をしようという願いでみんながこれを見守つておつていただくるところでありますから、文教に関するいろいろ必要な予算措置、財政措置等についても、私は国の将来を考へてできるだけ関係機関が配慮をしてもらいたい、強い決意をもつてこれからも臨んでいきたいと思っております。

○粕谷照美君 頑張つてください。

○委員長(林寛子君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

するいろいろな必要な予算措置、財政措置等についても、私は国の将来を考えてできるだけ関門が配慮をしてもらいたい、強い決意をもつてからも臨んでいきたいと思っております。

それとあわせまして、条件つき採用が地方公務員員六ヵ月ですね。今でも地方公務員である教員、小中は六ヵ月ですよ。これ、一年間に延ばしましようというんでしょう。そして、きょう何か二次答申の原則ができたみたいでありますけれども、何で教員だけ一年間にするんですかね。一年間にしますと、これは法律を変えなければならぬないというふうに思います。国会の場で当然審議が行われなければならないというふうに思いますが、その点はいかがですか。

それがあわせて、そういう新卒者に対しては、聞くところによれば、これ、校長さんだとお聞きしましたが、退職者を充てましようなんというんですね。去年の使用者、私見たんですけども、小学校で五万九千人、中学校で一万一千三百八十六人採用されています。高校で一万三千四百八十五人、高校で一千五百六十三人、それから特殊学校で一千五百十八人

これを具体はどうするかということだけではない。では、臨教審自体が現在御検討になつておられるところでございまして、近く答申が予定されておりますが、そこまでにどういう形で出てくるのかが、いろいろなことがありますので、文部省としては、臨教審の御指摘が出た段階でその具体化の検討に着手するという考え方で、現段階で臨教審で御審議なさつておられることについて、いい、悪い、おかしいとか、そういうなたぐいのことを公に文部省が言う、あるいは非常に結構であるとうようなことを言うということについては、これ

時間がありませんから、文部大臣に最後に一つお伺いしたいと思います。
予算委員会の中でも、人勧で給料が上がっていくたびに別のところが削られてしまう。文部省は人件費支給機関になってしまった、こういうふうに言っているわけであります。予算について全力で頑張り抜いていくという決意を表明していただきまして私の質問を終わります。

午後一時三十分開会
○委員長(林寛子君)　ただいまから文教委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

人、養護教諭が千幾らですか、ちょっと数字が見えないんですけどけれども、全部合わせて三万八千二百三十九人です。この一人一人に退職教員をつけたるんですかね。人数でいえば三万八千人ほどの教員の増ということになりますね。四十人学級ができるべきことになりますと、ああこれで適性判断ができるのかとすぐ批判が出てくる。そんなのを恐れているんじゃないだろうか、こんな感しがします。

そしてまた、今でも指摘されているんですけれども、本当に教員の適性を判断する問題を公開するといふことになりますと、ああこれで適性判断ができるのかとすぐ批判が出てくる。そんなのを恐れていたるなんかないそういう問題が出て来る。直接に至っては、それこそ思想信条、重箱の隅を掘り返すみたいな質問をしているなどということが明らかにならないのを恐れているんではないか。こういうことになると、本当に教員の適性とかなんとか、いろんなことを受験生たちは厳しく批判をしておられます。なぜかといえれば法的な問題よりも、どういうふうに考へていいか、ぜひこの試験問題などについても、共通一次なんかも含めて高校の入試なんかでもすぐ翌日新聞に載りまして国民の批判を受けるわけがありますが、そういう条件をつくるいただきたい。そういうことをしないで教師の適性なんというのは私は間違いないというふうに思っています。

それとあわせまして、条件つき採用が地方公務員、小中は六ヶ月ですね。今でも地方公務員である教職員、小中は六ヶ月ですよね。これ、一年間に延ばされてしましょうというんでしよう。そして、きょう何が第二次答申の原則ができたみたいでありますけれども、何で教員だけ一年間にするんですかね。

○政府委員(阿部充夫君) 御指摘の点は、臨教審が「審議経過の概要(その三)」の中で述べております初任者研修制度についてのお話であろうかと思ひます。ですが、この制度は、採用後の新任教員に対して充実した実地指導を行うことで、実践的指導力をござりますとか、現在教員に対しいろいろ社会から要請されております使命感の問題でございますとか、そういったものを養つていくこうとうございます。ところどころでござります。

時間がありませんから、文部大臣に最後に一つお伺いしたいと思います。
予算委員会の中でも、人勧で給料が上がっていくたびに別のところが削られてしまう。文部省は人件費支給機関になってしまった、こういうふうに言っているわけであります。予算について全力で頑張り抜いていくという決意を表明していただきまして私の質問を終わります。

午後一時三十分開会
○委員長(林寛子君)　ただいまから文教委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、文部省所管を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

になられますと、まず開口一番お言葉になるのが高校野球での始球式のことです。先日、春の訪れとともに春の選抜大会の開幕において、海部大臣は、さすがに再びエースの到来であるとのごあいさつ、そして始球式の球が見事に、ワンペイントでなくストライクゾーンに投げられました。本当に今財政再建の厳しいとき、また、臨教審が二十一世紀の我が國の教育の大改革を目指す胎動のとき、再び文部大臣の御登場を心から歓迎申し上げる次第でございます。

大臣が前回の御就任のときは、ちょうど五十二年度予算案を年の暮れに決定する、そのときの御登場でございましたし、それから、五十三年度予算の概算要求の編成という大事業をされました。今振り返りますと、私は文化庁の次長と体育局長でお仕えしたわけでございますけれども、本当に今で言うとルンルンの時代と申しますか、文教行政が本当に明るいさを持ったときだというように振り返っております。大臣の大抵折衝でお決めになりました予算が前年度に対して一七・四%増、そして、五十三年度予算の概算要求をおまとめになりましたときの五十三年の予算が二〇%を超える増額はありますけれども、それでも文部省全体としては、与えられました枠の中でも、必要なものは伸びます。まあ必要じゃないものは絶対ございませんけれども、やや緊急性を欠くものは足踏み御協力を願うということで内部のやりくり等もいたしまして、ようやく文部省の大リーガーである初中、大学、公立文教施設の管理局と同時に、マイナーリーグの方の文化庁、社会、体育、学術の方によく光が差した。これで足腰が強くなるということの、まさに海部大臣のときは文教の栄光のときであったと思ひます。

その海部大臣がこのたび六十一年度予算の編成に当たられまして、大変財政再建厳しい中で御苦労されたわけでございますが、私学助成の防衛切れました。十数本の新規もございました。海部大臣の予算編成に当たられた御苦労と御感想、ま

た、どこに重点を置かれたか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○國務大臣(海部俊樹君) 柳川さんは前回在任中に、確かにお言葉のようにお仕えをいたいで申しあげたつもりでございますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

確かにおっしゃるように、この前のときは非常にいい時期でもございましたし、たしか私学助成でも高校以下の伸び率が四〇%を超えておりまして、予算のどの項目を見ても、こんなに伸び率としては伸びたところはないというので、皆さんとともに喜んだことを今思い起こすのでございます。それに比べてこのころは、ということに相なりますと、まことに厳しい状況ではございましたけれども、しかし、皆さん方の御理解とお力添えをしていただき、今年度の文教予算の中でもどんなどこに一番力を入れてきたかと仰せられますと、やっぱり他の政策との整合性の問題がございまして、一千億を除きまして四千七百億円が物件費は、この一千億を除きまして四千七百億円が物件費としては減少しているという状態でございまして、まあ人件費、何か人間の体で言うと、どうも口に入るもののために手足の方をもいでいるような感じでございまして、これは心不全になるんじゃないかという心配があるわけでございまして、一〇%カットの天井や五%カットの天井、それぞれ経常予算もあるいは投資的予算によって天井はありますけれども、それでも文部省全体としては、与えられました枠の中でも、必要なものは伸びます。まあ必要じゃないものは絶対ございませんけれども、やや緊急性を欠くものは足踏み御協力を願うということで内部のやりくり等もいたしまして、委員御承知のように、四十人学級の問題も私学助成の問題も科学研究費の問題も留学生の問題も、それぞれ私たちが直面取り組んでやらなければならぬと思う問題には、主張することは主張をして予算を確保してきたつもりでおりますし、また、さらにきめ細かい問題に行きます。

○國務大臣(海部俊樹君) 新しい政策をやろうとか、あるいは今面行なわれておりますじめに對応して、結果としてじめがなくなることに役に立つように、スポーツ・体育あるいは自然山野跋涉あるいはグリーンスポーツとか、山の中へ入っていろいろ共同生活をすると、あるいは文化に親しむとか、いろいろ青少年の健全育成ということ等を重点に考えますと、夢はなんだん膨らんでしまって、青少年活動というものは文化的な面でも社会教育の面でももつとも広げています。そういう気持ちは委員御指摘のとおりでございます。そういうことをしますためにも、また別の面から見まして、文部省予算の中で人件費の占める割合が粗っぽく言って四分の三、しかも人事院勧告を完全実施するために平年度化して千八百億の金が必要となるというようなことを聞きますと、それをやっぱり政策予算の中へ受け入れていかなければならぬ。もうちょっと政策をやっていくための予算は何か新しい発想で考えてもらえないだろうか。例えば私たちは今臨教審からいろいろな答申をもらったり、「審議経過の概要」で示されておる問題を見ておると、またさらに第二次ではいろんな答申も出てまいりますけれども、そういうふたつのを政策の上にのせていくためにもお金はかかると思います。

教育は国家百年の大計でございますから、そのときどきの国の自然増収があるかないか、多いか少ないかということにかかわらず、継続して繰り返し努力を重ねていかなければならぬ面もあると思いますので、何か特別な配慮をしていただき

て、教育関係予算というものが我々の政策努力を予算面からだけ足を引っ張ってしまうことにならないようになつてほしいなという強い願いを持つておりますから、そういう気持ちでこれからも関係方面とはよく話し合いをして、要請もして、努力をしていきたいと、このように思つております。

○柳川覺治君 財政当局のお考えもあり、各省とのバランス、構成の立場もあるわけでございますから、原則一律一割カットという線で物が切られますと、大は大なりに、小は小なりに大変なことでございますけれども、特に文教予算の中で、マイナーリングと申しましたが、そういう面のところはほんのわずかの予算によって大きな効果が出来るという分野、その面はもうそろそろ一律削減といふ、まあそれ専門担当の人たちの立場もありますから、それが結果においては一番人の和に結びつくわけで、よくわかりますけれども、やはりその面のひずみがかなり大きくなつてきて、いるんじゃないかなというふうなことを感じますので、この面につきましては、文部省の中の予算要求の対応の中で御工夫を賜ればありがたいと思う次第でございます。

ところで、恒例によつて例年ごろ合わせがされますが、今度の予算についてどんなごろ合わせがございましたか、会計課長。

○政府委員(坂元弘直君) 先ほど柳川先生の御質問、五十二年、五十三年の予算編成の伸びを聞いておりまして、今の会計課長として、本当に当時の会計課長はうらやましいなど、つくづくそういう感慨を持った次第でございます。

本年度の、六十一年度の予算が四兆五千七百十一億九千七百万円でございます。先ほど大臣からも御説明いたしましたとおりに、伸びはほとんどなかつた。むしろ若干の、ほんのわずかであります、三角でございますが、その中でもそれなりにめり張りを持った予算を、財政当局の御協力もいただいてつくつたつもりでございますが、ごろ合わせになりますとどうしても手前みそと申し

ますか、あるいは先生方から聞いておられる、何を虫のいいことを言つておられるかというふうにおりになるかもしませんけれども、私ども内部でいろいろとつくりたる合わせを、みんなの投票で、大体このぐらいがいいんじやないかというのを一、二御紹介させていただきますと、一つは、今の予算づくりの苦労を吐露したものとし

て、「よりよい中身に一苦労、むだをなくしたこの予算」というのが一つございます。それから、これでは余りにも消極的で、もうちょっと将来に明るさを持つたところ合わせはないか、ということです。もう一つは、「よい子の将来七色の虹に輝け、一緒に越えよう苦難の道も」というような愚作を御紹介させていただきまして、大変恐縮ですが、御紹介いただきましたか。

私のお答えにかえさせていただきます。

○柳川覺治君 大臣、大臣は得意ですから、何かおつくりになりましたか。

○國務大臣(海部俊樹君) 速記録に残りますの

で、会計課長は極めて次元の高いものだけ言つたと思いますが、私ども、この数字を見せていて、ほんの思つつきで何に一つの悔いはないことを言えば、「しごかれ何に一つの悔いはない」、「とは言いにくい厳しい予算」と下の句をつけるとよくわかると思ひます。もうちょっとと政治家があのときびんと感じたことを言ひますと、四

五七一、一九七ですから、「渡いけど『四の五の言つて質屋に行くな』という予算」と、こんなふうに私はほんのひずみがかなり大きくなつてきて、いるんじゃないかなというふうなことを感じますので、この面につきましては、文部省の中の予算要求の対応の中で御工夫を賜ればありがたいと思う次第でございます。

○柳川覺治君 さすがに御苦労の跡がしのばれる

わけでございます。

○柳川覺治君 さて、今年度予算で特に大臣が頑張り通され

ました私学助成でございますが、五十七年度から

までの総額抑制の結果、私大の経常経費に占める補助金の割合が二〇%にまで低下しております。この

までは今後の授業料等の増高を招くことが憂慮

されるわけでございますが、大体今年度の授業料

の高騰の見込みはどのくらいですか。

○政府委員(國分正明君) 六十一年度の大学の授

業料の見通しでございますが、現在九三%の中間

集計の段階でございますが、前年対比初年度納付金で三・九%のアップというふうになつております。

○柳川覺治君 予想外に増高率が低いですね。三・九%でございますので六十年度と同じでございますが、人事院勧告等が五%強、あるいは物価の上昇というふうに考えますと、各私学においてそれぞの経営努力をされているのではないだらうかというふうに考えております。

○柳川覺治君 また一方、六十七年度をピークに十八歳人口の増ということで急増対策が行われておりますが、十一万六千人でございますか、そ

の増高に対する急増対策が進められております

が、私立大学の今定員増の割合はどのくらいになりますか、全体の伸びの中です。

○政府委員(國分正明君) ちょっと手元に資料がございませんが、六十一年度からいわゆる増募と

いう形になるわけでございます。全体で、国公私

合併せまして八万六千人の増を図る。そのうち四

万四千人につきましてはいわゆる臨時定員増で対

応しようということでございますが、現在までの

大学の新設あるいは学部の増設、それから恒常的

な定員の増の状況を見ますと、当初私どもが予想

をもう既に半年度で超えるかもしれない、こうい

うような状況にございます。

○柳川覺治君 臨教審も、我が国の初等中等教育

には見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育について、しかし高等教育について

は、見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育の問題も含めて、高等教育の充実と

いうことに対する課題があるわけでございます。

そこで、今年度予算で特に大臣が頑張り通され

ました私学助成でございますが、五十七年度から

までの総額抑制の結果、私大の経常経費に占める補助

金の割合が二〇%にまで低下しております。この

かたいと思います。

○政府委員(國分正明君) 高等教育に対しますいわゆる公財政支出の状況でございますが、手元にございます資料で、諸外国と、若干年度のずれがございますが、国民所得に対します国、地方の負担、いわゆる公財政支出の状況を見てみますと、日本が〇・九%、アメリカが一・五%、それからイギリスが一・九%、それから西ドイツが一・八%と、いろいろとあります。それから、これらは、人事院勧告等が五%強、あるいは物価の上昇というふうに考えますと、各私学においてそれぞの経営努力をされているのではないだらうかというふうに考えております。

○柳川覺治君 まだ一方、六十七年度をピークに十八歳人口の増ということで急増対策が行われておりますが、十一万六千人でございますか、そ

の増高に対する急増対策が進められております

が、私立大学の今定員増の割合はどのくらいになりますか、全体の伸びの中です。

○政府委員(國分正明君) ちょっと手元に資料がございませんが、六十一年度からいわゆる増募と

いう形になるわけでございます。全体で、国公私

合併せまして八万六千人の増を図る。そのうち四

万四千人につきましてはいわゆる臨時定員増で対

応しようということでございますが、現在までの

大学の新設あるいは学部の増設、それから恒常的

な定員の増の状況を見ますと、当初私どもが予想

をもう既に半年度で超えるかもしれない、こうい

うような状況にございます。

○柳川覺治君 臨教審も、我が国の初等中等教育

には見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育について、しかし高等教育について

は、見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育の問題も含めて、高等教育の充実と

いうことに対する課題があるわけでございます。

そこで、今年度予算で特に大臣が頑張り通され

ました私学助成でございますが、五十七年度から

までの総額抑制の結果、私大の経常経費に占める補助

金の割合が二〇%にまで低下しております。この

かたいと思います。

○政府委員(國分正明君) 高等教育に対しますいわゆる公財政支出の状況でございますが、手元にございます資料で、諸外国と、若干年度のずれがございますが、国民所得に対します国、地方の負担、いわゆる公財政支出の状況を見てみますと、日本が〇・九%、アメリカが一・五%、それからイギリスが一・九%、それから西ドイツが一・八%と、いろいろとあります。それから、これらは、人事院勧告等が五%強、あるいは物価の上昇というふうに考えますと、各私学においてそれぞの経営努力をされているのではないだらうかというふうに考えております。

○柳川覺治君 まだ一方、六十七年度をピークに十八歳人口の増ということで急増対策が行われておりますが、十一万六千人でございますか、そ

の増高に対する急増対策が進められております

が、私立大学の今定員増の割合はどのくらいになりますか、全体の伸びの中です。

○政府委員(國分正明君) ちょっと手元に資料がございませんが、六十一年度からいわゆる増募と

いう形になるわけでございます。全体で、国公私

合併せまして八万六千人の増を図る。そのうち四

万四千人につきましてはいわゆる臨時定員増で対

応しようということでございますが、現在までの

大学の新設あるいは学部の増設、それから恒常的

な定員の増の状況を見ますと、当初私どもが予想

をもう既に半年度で超えるかもしれない、こうい

うような状況にございます。

○柳川覺治君 臨教審も、我が国の初等中等教育

には見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育について、しかし高等教育について

は、見るべきものなしとは言つておりませんけれども、そう高く評価していい。これから高等

教育の問題も含めて、高等教育の充実と

いうことに対する課題があるわけでございます。

そこで、今年度予算で特に大臣が頑張り通され

ました私学助成でございますが、五十七年度から

までの総額抑制の結果、私大の経常経費に占める補助

金の割合が二〇%にまで低下しております。この

ござりまして、前年度と比較いたしますと、大変厳しい財政状況の中でございますが、四・二%増という状況になつておりますて、ただいま柳川先生がおっしゃつたよな趣旨を体しまして、さらに教育、学術、文化の国際交流の充実を進めてまいりたいと存ります。

○柳川麗治君 文部省も、外務省の御理解のもとにアタッショを各地に派遣されておりますけれども、本当は教育アタッショ、学術アタッショというものが完全に位置づけられるべきであるという感じを持っておりますが、なかなか定員の厳しいときに、何か民間のような形でも、海外に学術情報の、また学術について日本といろいろな情報交換等もできる、そういうようなことにつきまして、私も考えているんですけど、どのような形ができるのか、これから文部省でも御研究を賜りましたいと思う次第でございます。

それから、本年九月にソウルにおいてアジア競技大会が行われます。そうして一九八八年、二十四回のオリンピック史上で二度目でございます、再びアジアにおいてのソウル・オリンピック大会が行われる。日本は、極めていろいろな政治情勢がござりますけれども、このアジアにおける二度目のオリンピックが大成功することを心から念願し、御支援をしておるわけでございますけれども、この近隣国での国際大会における我が国選手の活躍に対する国民の期待は言うまでもなく大きいやうでございまして、このソウル・オリンピックに向けての選手強化について積極的な取り組みをされているようでございますが、その様子をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(古村豊一君) 御承知のとおり、ソウルにアジア大会、統じてオリンピックというのが開かれるわけでございまして、このことが日本との体育界に対して強い刺激になつてくるだらうと、いうふうに期待いたしておりますが、その様子をお聞かせいただきたいと思います。

のなかここはわかりませんが、メダル数を勘定しますと、だんだん悪くなつてきてるということだと思います。

そこで、せっかく隣の国でオリンピックが開かれて國民が大変期待をしているときに、日本の日の丸が上がらないということでは大変國民が失望いたします。そのために、やっぱり根本的に考えたところは考へにやならぬということで、從来から國際競技力向上のための選手強化事業というのを日本体育協会を通じてやっていただいておりましたが、競技成績そのものがやはり精神力、いわゆる精神力にまつところがかなりある。自己最高がそのひのき舞台で出ないというのが大変國民が失望しているところでございます。したがつて、そういう点でのメンタルマネジメントのあり方といふのをひとつ早速研究したらどうかということです、ロサンゼルスのオリンピックの結果を見まして、そういったメンタルマネジメントについての研究及びその実施ということを日本体育協会に対してお願ひもし、六十年度から予算をつけて措置をいたしておるわけでございます。

なお、その後、この次のソウル・オリンピックにつきましては、メダルを取れる可能性のある日本の強い種目を中心にして、特別強化事業といふものを六十一年度予算の中に計上いたしたことでございます。

○柳川覺治君 従来必ずしもオリンピックの種目でなかったもので、例えば跆拳道のようなものがソウルのときには種目になるであろうか、また、バドミントンが将来オリンピックの種目になるであろうということでエキシビションが行われるというような動きもございます。この辺はある面では穴場だと思いますので、先日拳法の人たちが跆拳道、韓国を見てまいつたそうでございます。

そのときに少し習えば勝てるかなということを言つておられました。今跆拳道の方と拳法連盟とともに話を合ひをして、いこうということの動きもござります。そういうような、バドミントンとかそういうよなところに、わずかでも結構でございます。

ますから、励みを与えるという意味で何らかの形で助成措置をしていただくことを、御答弁結構でございます、陳情させていただきます。

それから、子供の教育という中に、子供にはあらゆる場を与えてやること、それからそこに感銘を受けるということが教育のやつぱり一つの大きな大事なことだ。今、水泳の選手権大会——野球はあるとおりでございますけれども、水泳の選手権大会などに行きますと、応援席が、観覧席が閑古鳥が鳴いている。声を出しているのは大学の桜泳会とか福泳会とか、そういうところだけという状態がござります。私は、学習指導要領の方で、スポーツのすばらしい競技を見る、見学といふのは教育活動の一環だというようにさせていたきました。もつともっと学校において時間の許される限り、今柏谷先生からも受験受験でといたことでございましたが、やはり競技スポーツの場合に子供たちが見学をして、そこにある感銘を受ける。そして、今子供たちははじめの問題その他でも非行問題、何か我々大人に対して、親に対して、教師に対して本音で当たってくれという、そういう体当たりが来ておるというのが子供の心情でないかという感じがいたします。そこで、そういう激しい競技の上で栄光を得る、その厳しい競技の場を見学する、またみずからを鍛えていく、自己鍛錬ということにみずから励む、そういう場が今極めて大事だと思いますので、この辺につきましても、見学の機会等につきまして、私も競技団体の方にもそういう働きかけをするように勧めていますので、文部省におきましても何らかの御指導を賜りたいと思う次第でございます。

○政府委員(古村達一君)　ただいま先生がおっしゃいますとおり、確かに鍛え抜かれた選手が一生懸命にやっていることを見るというのは大変見ている側にとつてもプラスになり、それが子供であればなおさら感慨深いものがあるうかと思います。したがって、そういった点について学校教育の中で活発に取り入れられるよう指導をしてまいりたいというふうに考えます。

○柳川覺治君 時間がありませんから急いでありますが、先日、日本体育・学校健康センター法の成立に際しまして、本委員会におきましても附帯決議がつけられました。あの附帯決議の中の総合体育研究研修センターでございますか、これの早期実現につきましてお見通しをお聞かせいただきたい。あの幡ヶ谷の土地は既に渋谷区では総合体育施設が完成しておりますので、この辺につきまして体育局長の方から……。

○政府委員(古村謙一君) 先ほどのセンター法案につきまして御審議の際に強い要望があり、附帯決議にもつけられました体育研究研修センターの設置の問題でございますが、これは非常に長い問題、懸案事項ですと見てまいりまして、結局、今財政が一番難しい時期にかかってきたということが片方ございます。したがいまして、私たちが思つていましたよりも足取りが遅いわけでござりますけれども、土地そのものの使用目的もはつきりいたしておりますので、これについては一日も早くそれの建設の手順というものを決めてまいりたいというふうに考えております。

○柳川覺治君 なお、私はかねてから欲しいなと思つて私自身実現できなかつた残念なことです。が、日本には芸術院があり、そして学士院がござります。人はより深くより美しくといふ世界がございます。そして、より高くより強くといふ健康体育の世界があるわけです。私は、バランスの上からも体育院というもののがあつてしかるべきぢやないかということを、文部省で予算要求をしようとしましたら、時期尚早の感で、玄関まで出ないで済んでしまつたわけでございますけれども、この辺の問題、これはまたスポーツに励む人たちへの大きな盼みにもなる問題であると思ひますし、また、もう一つ、国際交流基金等はお世話をいただいておるわけでございますけれども、スポーツにつきまして、スポーツが世界の平和と人類の交わりに最も最たるものでございます。この面の国際スポーツ交流基金的なものが文化の基金と離れてもあっていいんじゃないかということを

感じたわけでござりますけれども、これもお金がかかることで、あのときにも実現しなかつたわけでございますが、この辺につきましてはこれから御研究をお願いだけ申しておく次第でござります。

に実現されました。心から喜んでおる次第でござります。海部大臣のときには、いすれ国民文化祭をと
いうことで、体育の方が国民体育大会の前にインターハイを行なうということで、海部大臣のときに高校文化祭の予算三千万円が実現いたしました。今高校文化祭はそれなりに高校生の自主的な運営も含めまして、片方で力、そして片方で美といふことで、両々体育と文化が進んでおるわけです。
このたび国民文化祭ということが計画されましたが。今高校文化祭はそれなりに高校生の自主的な運営も含めまして、片方で力、そして片方で美といふことで、両々体育と文化が進んでおるわけです。
これはアマの分野だと思いますけれども、それについて、高校生とかそういうものはどういう絡み合いをされるのか。また、これは室内だけですか。文化協会といふことになると野外の大地の中でどういふ分野がありますが、その辺はどういうようなあれをされておるのか。また、この実施に当たって日本体育協会という存在は、あそこに寄附があつた場合は、試験研究法人と同じように、国と同じように損金算入の扱いがございます。試験研究法人のように、芸術関係はそこがまだできておらないと、う面がありますから、こういう機会に芸術振興協会みたいなものが一本できまして、そこへの寄附金その他については免税措置等の恩典もある、いわゆる民間の心ある人たちの御協力も、そこに文化の花開くための、また、そのことによってみずからも楽しむという面を誘導していいんじやないかという感じがいたすわけでございますが、実行委員会を置かれるようでございますけれども、賢明なる加戸さんにお願いします。

されたものでございまして、現在御審議いただいたおりまます六十一年度予算案に計上さしていただております。従来の高等学校総合文化祭経費三千万円を含めまして合計一億四千万円を新たに六十一年度において計上しているわけでございま

に求めまして、ますます国民的な全国的な盛り上がりを図りたいというような具体的な事業を想定しておられます。これらを、十一月の下旬を中心といたしました期間で国民文化祭の各般行事を進めることを想定いたしております。

そこで、私が夢中でやるべきな事をした。伝えねえの風土記の丘とか、これは大変な広場を持つておられます。そういうようなところ、あるいは歴史の道で調査をされる、そういうものがやはりこういう文化祭のときに生きてくるというようなことを含めた御構想をしていただきと本当にありがたい

その考え方としましては、従来からプロを中心としたしました芸術祭が実施されております。同時に、文化の面で見てまいりますれば、いわゆる素人といいますか、一般国民の文化活動を高めたい、そういった両々相まった形で芸術文化の振興を図りたいという考え方に基づくわけでございまして、全国の民族芸能、あるいは民謡、演劇、舞踊、合唱、音楽、吹奏楽あるいは邦楽といったような芸術文化、お茶、お花、さらには着物、食生活といったような、いわゆる生活分野の文化と言われるもの、そのほかに俳句、川柳、短歌であるとかいった文芸関係、あるいは美術と、広範なも

そこで、高等学校の総合文化祭との関係につきましては、予算是一括計上でございますけれども、従来から行われております高校総合文化祭等をもとに、それとして実施していくべき、それとは別な形で国民文化祭を実施をしていく。将来の問題としてはこれが融合するということとも考えられ得るわけですが、ございますけれども、今の段階では一応別途なものとして想定をいたしております。それから実際に行なわれます事業が、今申し上げましたように各種の実演関係あるいは展示、展覧会、そつたようなものが中心でございますので、ほとどがまず室内で行われるものが多いのではないか、

なということを感じておる次第でござります。
そこで、歴史の道の調査がどのようになつてゐるのか、それから、歴史の道から先に一体文化庁は何をやってくれるのか、その辺につきましてちよつと一言。

○政府委員(加戸守行君) 柳川先生御在職中に構想されました風土記の丘あるいは歴史の道、それぞれ事業が行われてゐるわけございまして、風土記の丘につきましては現在まで十県で完成いたしております。現在進行中のものが山梨県で一件でございます。そのほかに熊本、山形、栃木といいますか、三県におきまして計画中の段階にござります。

のにつきまして文化活動が一堂に会することによって
りまして日本文化の全体的な動向が把握できるよう
な場をつくりたい。さらには、こういった国民民
文化祭を契機といたしまして新たな芸術文化の創
造を図っていきたい、あるいは促していきたい。
そして、こういう国民文化祭を、マスコミ等によ
ります紹介を通じまして日本国民がその関心を深
めさせていただく、あるいは関心を呼び起こすとい
くことによりまして文化活動への参加意欲を燃や
す。

か。ただ、もしこういった事業が今後続けられれば、室内外におきます、例えば盆踊りのようなものというのは室内で行うには必ず、も適しませんものですから、当然屋外におきます行事等も予定されてくるのではないかと考えて、ります。

なお、体協になぞらえました芸術振興協会と
つたようなユニークな構想をお示しいただいた
けでございますけれども、考え方としましては、
国民文化祭が全国民的な行事として、かつ、い

それから、歴史の道でございますが、これにつきましては、スタートが五十二年で、風土記の丘構想よりは十年ほど遅いわけでございますが、現までに調査と整備の二段階事業がございまして、まずその歴史の道を整備するための前段階としての調査につきましては十四県で調査が完了いたしております。そのほかに七県におきまして調査が継続中という段階でございます。今申し上げました調査が終了したものの中で、今度は市町村

まあ申し上げますといろんな形で抱負、夢はたくさんあるわけでございますが、具体的には、国民文化祭の事業といたしまして予算が成立いたしましたれば、国民文化祭実行委員会を速やかにスタートさせまして具体化を図る予定でございますけれども、事務段階での考え方といたしましては、主催事業として総合フェスティバルあるいは分野別フェスティバル、そのほかにシンポジウムといったようなものを想定いたしております。それから、企業からの協賛を導く協賛事業本等の協賛を得る

○柳川覺治君 この文化祭は文化部の方で所管されると思いますけれども、文化庁は、いたしえらの文化と新しき文化、現代文化との両方が時クロスする必要があると思うんですね。ですかこれは、まさにこの文化祭はクロスするところが姿としては望ましいわけでもござりますし、貴重な御提言として受けとめさせていただきまして考えてまいりたいと思います。

別にその歴史の道の整備をしていたたくわけでござりますが、一応整備が完了しましたものが八市町村分でございまして、現在整備中の段階の市町村が六市町村ございます。

それから、そのほかに、風土記の丘あるいは歴史の道に引き続く新たな構想はという御質問でございますが、現在こういった歴史の道等につきましての態勢を、何とか整備を着実に進めていきたいいという考え方でおるわけでございまして、これからの方につきましては、また先生の

○政府委員(加戸守行君) 御質問ございました國民文化祭の構想は、三浦朱門長官就任の際に提唱

はと思つておるわけでもないまます。

かた過ぎるということで、一部木の教室とか木の活用、木づくりの環境というのを進めておられました。先ほど大臣もグリーンスポーツの構想のことともお話しになられました。今、学校の周辺に隣接する山とか、そういうことを生かして、学校体育の森というふうなことで、それが子供たちの大変な活動の場、また重層構造で学年が交わる、そういう場がつくられております。

こういう中で、木の環境づくりの中でのよろしく環境づくりが進められていくのか、その辺の御構想を承りたいと思います。

たしか御指導の中身は、学校というものは、児童生徒の教育の場というだけではなくて、やっぱり生活をしていく場なんだということを常時考へておけ、あるいは学校施設、運動場等まで含めまして、そのあり方いかんというのが学習指導面であるいは人格形成面で大変効果をもたらす可能性性を持つっているということ、そしてまた、これからこの学校施設の整備については、これまで量的な整備に追われてきたけれども、質的な充実ということに考えを向けていく、ウエートを移していく時期だというようなことを御指導いただいたことを記憶をしておるわけでございまして、以来四年間、そういった御趣旨に沿って対応を進めてきました。

そういう中で、屋外環境の整備事業でござりますとか、中学校、高等学校にセミナー・ハウスをつくりしていくとか、あるいは学校施設そのものにつきましては多目的なスペースの整備ができるようになりますとか、いろいろな形での対応を逐次進めていますが、昭和六十一年度の予算におきましては、ただいま御指摘の木の利用といふ

うことにウエートを置きました。これは木造建築の建築単価、これを六十数%、七〇%近く引き上げまして実態に合わせるようにするとか、あるいは木の教育研究施設ということで、学校の中にあるのはその近辺に木造の合宿施設のようなものをつくるとか、あるいは学校の中の空き教室等について木仕上げをいたしましてその整備をし、和室その他格好で利用をしてもらおうとか、あるいは間伐材等を利用いたしましてアスレチックコース等をつくってもらうとか、そういうたぐいのものに対して奨励的に援助をするということでこういつた面での普及を図っていきたいと考えておるわけだと思います。

うような欠点があるわけでござりますけれども、しかしながら反面、非常に潤いがある、子供の心にも何と申しますか潤いと温かみを与える、あるいはぶつかつたときにもけがは余りしないとか、いろいろないい点を持つてゐるわけでござりますので、そういうた現行の建築基準法等の制度の中でも可能なものについてはできるだけこれを進めていきたいということで、指導のための通達等も昨年出しまして、その促進に努めているところでございます。

○柳川覺治君 時間がございませんので最後でございますが、沖縄復帰のときに、文部省は、あの戦いの激しさの中に樹木を失った、緑を失った沖縄に、復帰記念として学校植樹というのを行いました。これは二千万円の予算でございましたが、当時、お亡くなりになられましたけれども、社会党の山中吾郎先生もこれはいいことだということことで予算委員会で御質問されて、二千万の要求

がそのまま成立さしていただきました。それが今二十年以上たつておるわけで、私も先日その植林会の大きくなつた木を見てまいりましたが、来年は一巡の最後の国体が沖縄で行われます。この国体をめぐつて、日の丸の問題等なかなかに難しい問題を沖縄の方々は苦労されておられます。この沖縄という特殊な事情に対して、我々はやはり國体

が大成功で終わるといために何か手はり気持ちの上であらわれ、國体に対する補助金のほ

かに何があつていいのじゃないかということを感じておるわけでございますが、今の木の環境づくりということ、この面のことも生かされながら、沖縄県当局との間で、あの学校植樹の延長でも結

生の御提言をよく取り入れて勉強させていたた
き、まだ時間もあることですから、考えてでき
ことがあつたら協力もしてみたい、こう考えま
す。

○國務大臣(海部俊樹君) 沖縄の国体は、海邦國體と銘打つて、國体の第一巡が終わる節目にもなりますので、沖縄の皆さんもこれに対しても大変大きな関心を持ってぜひ成功させたいと思っていらっしゃるところでありますし、私も先日沖縄県の青年会館の竣工式に招かれまして沖縄へ参りましたとして、青年団体の代表の皆さんといろいろお話しをしてまいりましたけれども、大変これには期待をしていらっしゃるところであります。したがいまして、これを無にしないようにするためにには、

やはりみんながそこで、それを利用してと言ふと
悪いのですが、それを契機にして、ちょ
うど東京オリンピックのときに世界青少年キャン
プというのを我々青年局の運動の中でやつて大変
成功しましたことを思い出しまして、沖縄といら
となかなか行きにくいいろいろな条件、事情もあ
るかもしませんが、なるべく多くの人が海邦国
体に参加をし、見物人としてもそこに参加をし

て。行くときには、それぞれの地方の木がありますね、国会の前庭にもずっと何県の木、何県の木とあるように、ああいつたもので、沖縄でも気をつけてやつてもらえば育つはずだと思ひますから、みんながそういうものを持って寄り添うとか、いろいろな各県の木を持つていくとか、海邦国体が今度はいろいろな人々の交流の場として心の中に

その前に、この前参考人として岡本臨教審会がおいでになつて私の質問にお答えになつたのを聞いておりますと少しまあいまいな点がありますで、これはやっぱり個性を論する前にきちっとしておく必要があるということです。若干レクチャーチュになりますけれども、大臣、ひとつお許しをいただきまして、遺伝と環境ということについてお話をさせていただきます。

段階で遺伝子には変更がない、全く変わりがない、これが前提でございます。だから、順応しことが遺伝子が変わったと思っては困るといううとであります。例えば鼻が低い人が手術をしてなくった。子供が高くなるか、これはならないんです。これは遺伝には入らないんです。お化粧もとへ戻った。これは遺伝は変わりがないん

す。修飾はどうできるんですよ。ですからそこを伝と今環境による順応といったことを間違つもらつては困る。これはもう明快にしてもらわないと遺伝の話が進まないわけです。したがって遺伝子は遺伝子を損傷するような外部の物理化的な作用があるときに初めて遺伝子へ変化が起ります。例えば放射線ですね、放射線によつて遺

だ。「個性的」なんだ。だからこれはいいだらうと思つてそのままになつています。一行目もそのままです。

「個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも含めていふ。」二点は固まつてあるのかな。集田

が「アなものだから、責任を負く」という言葉は果たすのかと思つて、果たす方に僕とったんです。「責任を果す」という言葉を使います。「自己責任」を果すためには、「最もよく」というのも修飾語でありますから、「他者の個性」じゃないんだな、これ。「他者の人格を尊重しなければならない」。「尊重」、生かすなんというのはね、尊重したら生きますよね。だから、「尊重」しなければならない。」で切る。

うのはね。私はやっぱり臨教審の答申というものは、もう少し文学的表現があつてもいいと思うんだな。ちょっとそっぽり僕は、「個性」というところの丸を見ただけでがつかりするぐらいこれ冬いんですね。

まあ次へ行きますよ。「このよう自他の個性を知り」、これ前に出てきたのがまたもう一遍繰り返されるんだな、たしか。違うかな、そうです。このように自他の個性を知り、他の人格を尊重し、自他の個を生かすこと」なんですね、個性というのは。何遍もくどいようですが、長所、短所ございますが、「個」ならないと思っている。自他の個を生かすことは、これが私よくわからぬ

と私思つてゐるんです。
以上、たつた二枚でござりますから、あと數十
ページあるんで、とてもじやないがきょう七十五
分ではどうにも勝負になりませんので僕は勘弁し
ていただきますが、これは一応私は文學者じやな
いとくどいように申し上げましたが、文學的では
ないにしても、医学的にやつぱりきつちりしても
らわぬと困るし、言葉というものはやつぱり自分
勝手につくられぢや困るんですよ。
それで、ルイセンコのやつをもう一度取り上げ
てみますとね、うまいこと書いてるんだ、伝記
に。人気が容易に衰えなかつたのは、ルイセンコ
の言葉や方法や考え方が彼らにとつてわかりやすか
つたからだというんです。彼らとは何です。専門
家じやないんですよ。専門家は追放したんですね
ら。素人にわかりやすく言つたんです。したがつ
て、福音教審のこれは素人にわかりやすいかもしれ

残つたら、後で歴史に恥をかく。それに列席をした我々の恥でもあると僕は思っていますよ。これはもう絶対直してもらわなきゃ困るんじやないのかな。私を納得させてもらえばいいのです。したがって、四行目、この一行は全部捨てるということです。「個性とは、個人に具わった特性である」と、ぱつちり「個人」に取りかえちゃう。

うそです。孤立しているんです。だって関係ないものだもの、個性というものは、関係ありませんよ。個は関係がある。個というものは相互に関係ありますよ。個人は、個性という遺伝は相互に依存関係なんかありません。したがって、「それそれがの個性は相互に無関係に独立しているものである」当たり前ですよ。そのとおりだ。「であります」が、なんですか。「眞に自らの個性を知り、それを育て、」じゃダメなんだ。「長所を育て、」「それを生かし、」は「短所を押さええることが個の確立であり、」こういう定義をしておいた方がいいんじゃないのか。「自己責任を貫く」私はこれ考えてみたんだけれども、やっぱり文学的養

「責任を果す」という言葉を使います。「自己責任」を果すためには、「最もよく」というのも修飾語でありますから、「他者の個性」じゃないんだな。これ。「他者の人格を尊重しなければならない。」「尊重し、生かす」なんというのはね、尊重したら生かしますよね。だから、「尊重しなければならない。」で切る。

次、「また、自由とは、放縱や無秩序、無責任、無規律と全く異なる」というと、私考えてみたんです。自由には放縱、無秩序がありますよね。あるから、これを抑えようというのがみずから律するの自律なんでしょう。だから、全く異なるってはいらないんだ。部分的に異なっているんだと僕は思うんです。したがいまして、「自由とは、自己責任を」これは「伴うもの」じゃないでしょ。うね、求めらるんだらうと思うんです。自由を乞えられるからには責任が求められるんですよ。伴っているのならほっといてもいいんです。教育なんか要りません。一緒に歩いてってくれるのなあら要らないはずだから。「自由には、重い自己責任が求められているのでいいと思います。」それから選択の自由が増大するんだから、自由を享受すると同時に、自由の重み、責任の増大に耐える能力を身につけなさいでいいと思います。「それゆえ、」ここで「個人の尊厳」は「生命」にかわるということです。「生命の尊嚴、人格の尊重、自由・自律」これまた「立」か「律」かが出てきます。これらを尊重することは他を知ること、自分を尊重することは他を尊重すること、その逆も真である」いやまあ大変丁寧というかくどい書くならないけれども、「自分を生かすことは仲間を生かすこと、自分を知ることは他を知ること、たすのかと思つて、果たす方に僕とったんですね。

うのはね。私はやっぱり臨教審の答申というものは、もう少し文学的表現があつてもいいと思うのだな。ちょっとそっぽり僕は、「個性」というところの丸を見ただけでがつかりするぐらいこれ冬なんですね。

まあ次へ行きますよ。「このように自他の個性を知り」、これ前に出てきたのがまたもう一遍繰り返されるんだな、たしか。違うかな、そうですね。「このように自他の個性を知り、他の人格を尊重し、自他の個を生かすこと」なんですね、個性というのは。何遍もくどいようですが、長所、短所ございますが、「個」ならないと思っている。「自他の個を生かすことは」、これが私よくわからなくなかった。「個人、社会、国家間のすべてに通ずる不易の理想である。」不易の理想なんでしようかね。私の文章をこらんいただきます。「生かすことは、社会を構成する個人に求められる規範である。」ルールですよと、それが本当でないのかね、などと思うんですね。「理想」なんでしょうかね、「不易の理想論」そこがちょっと私は意見が違いますね。そして、「個の確立は」——後で「原則」が統くるんです。ですから私は文学的表現に少し接近いたしまして、個の確立の原則と書かないで、「個の確立は、今次教育改革の主要な原則」とありますね。さっきの表現なんですよね、「個性原則は」、これの原則であるという「個の確立」が統くるんです。ですから私は文学的表現に少しこれでわかるわけです。

と私思つてゐるんです。
以上、たつた二枚でござりますから、あと數十
ページあるんで、とてもじやないがきょう七十五
分ではどうにも勝負になりませんので僕は勘弁し
ていただきますが、これは一応私は文学者じやな
いとくどいようにも申し上げましたが、文学的では
ないにしても、医学的にやつぱりきつちりしても
らわぬと困るし、言葉というものはやつぱり自分
勝手につくられちや困るんですよ。
それで、ルイセンコのやつをもう一度取り上げ
てみますとね、うまいこと書いてるんだ、伝記
に。人気が容易に衰えなかつたのは、ルイセンコ
の言葉や方法や考え方が彼らにとつてわかりやすか
つたからだというんです。彼らとは何です。専門
家じやないんですね。専門家は追放したんですね
ら。素人にわかりやすく言つたんです。したがつ
て、臨教審のこれは素人にわかりやすいかもしれ
ない。豊かで多様な個性的な文化、これは家庭に
も個性がある。何か本當らしく聞こえちやうんで
すよね。私も十日ぐらい前までは何となく本當ら
しいけれども、うまくないなと思つていただけな
んです。詰めてみたら、やつぱり医学的考え方でい
うとおかしいんだ、これ。医学だけぢやない、広
辞苑、字引を引いてもおかしい。ですから、これ
はやっぱリルイセンコの批判を受けてるよう
に、考え方方が素人にアピールしたからそれでいい
というのもじやありません。臨教審は大変偉い人

験に裏打ちされましたお話を私は承っておったわけございまして、これに対し特にどうのこうのいう意見はございませんけれども、ただ、一つ私の聞いております範囲では、先生この間岡本会長ともこの問題で御議論をいただいて、岡本会長は臨教審の会合に行って、国会でこうややりとりがあったということもその場で御報告もされ、臨教審にはほかにいろいろ多くの医学の専門家の先生もおいでになるようありますし、いろいろなことを御議論なさつておると、このように承っております。

ただ、私どもとしましては、今先生御指摘になりましたこの第一次答申を受けとめましたときに、そういう医学的な背景が私の知識として浅うございますから、読みましたときに素直に私の受け取った考えというのは、なるほど戦後の教育改革の中でやっぱり個性というものが余りにも大切にされなかつた。何か画一的な、そして全体を形にこの程度の教育をすればいいというよろんな、そういう個性があるんだから、いい個性も悪い個性もあるということは私も十分ここで教わつて知つておりますけれども、いい個性はうんと伸ばし、悪い個性は伸ばさないよろしくしていくのも、これは教育の大切な役目の一つだと、こう受けとめておられます。

それから、せつかくいい個性があつても、画一的な教育の中でそれが埋没してしまつて伸びない

ようではいけませんから、そこで臨教審の御議論の中では、きょうまでも、ややもすると形式的な教育の中から、一人一人がどんな資質を持つておるのか、どんな適性をもつておるのか、どんな能力を伸ばしてあげたらいいのかという点に焦点を置いて、そういう教育改革をやるべきだというような立場で審議、御議論が進んできたと私は受けとめておりましたし、私もそれはいいことだと思っておりましたので、個性尊重の原則という、ここに出てくる個性個性

という言葉の中には、当然教育基本法が目指しておられます人格の完成を目指していろいろ努力をしていくわけですけれども、そういう人格の完成を目指していくその一連の過程の中で教育の果成を目指しておられた役割は非常に大きいわけですから、そういう意味でこれは書かれたものだという受けとめ方をしておりました。

それで、先生のお話をいろいろ聞いておりまして、なるほどそういう立場があるかと思つて読んでおりますと、私も、なるほどそうだなと思つ出しますと、何しろこの方面専門の学問の経験がございませんので、これはさらに臨教審がただいま岡本会長等の御体験、先生との質疑を踏まえておられますので、私も、なるほどだなと思つ出しますから、その結果をまたこちらも関心を持って見守らせていただきたいと、こういう気持ちでございます。

○高桑栄松君 わかりました。どうもありがとうございました。文部大臣は、もうすぐなかなか明快に御返事をしてくださるので、質問のしがいがござります。

そこで第二次答申の原案で、また個性になるのを大臣もちょっとお困りでしおうが、やつぱり指摘だけはしておきませんと……。

大学に関係しまして、同じ表現なんですが、この中で、第二部の第四章で、「大学教育の個性化及び個性化」つまり、「個性化」というと、変えちゃいけないという、裏にそういうものがあると思ひます。ほかにないんだから。その人にしかないんだから。何々大学の個性というのはこれだといふたら、学長がかかると教官がかかると学生がかかると、もう永久不変である。何か原子爆弾でも落ちて突然変異でも起こさぬ限り変わらないといふんじや困るわけだ。ですから、特色ならいいと思うんですよ。だから、教育なんといふらなのは、やつぱり特色あるとかといふらにここは

やつぱり特色あるの方は私ははつきりするんじやないか。つまり、特色は五年たつたときに変わつてもいいわけですよ。「個性化」というと、変えちゃいけないという、裏にそういうものがあると思ひます。ほかにないんだから。その人にしかないんだから。何々大学の個性というのはこれだといふたら、学長がかかると教官がかかると学生がかかると、もう永久不変である。何か原子爆弾でも落ちて突然変異でも起こさぬ限り変わらないといふんじや困るわけだ。ですから、特色ならいいと思うんですよ。だから、教育なんといふらなのは、やつぱり特色あるとかといふらにここは

やつぱり特色あるの方は私ははつきりするんじやないか。

その次、四部の中の地方分権の部分で、「それ

ぞれの地域の特性を考慮して、個性豊かな、各地域住民に密着した教育行政と、「個性豊かな」がどこにかかるのかなと思つて考えたんですけど

も、「地域」にかかるのか、「地域住民」にかかるのか、「密着した教育行政」にかかるのか、大体「個性豊かな」という修飾語を入れたからだめなん

です。「地域の特性を考慮して、「各地域住民に密着した教育行政」、この方が非常にすつきりしま

す。個性豊かな」が入つたばかりに、これは一體何を言おうとしているんだろうか。これは修飾語だ。臨教審は、修飾語で個性、個性と、前にもお話ししたが、本当にこせこせこせ使つてお

るわけです。それはだめですわ。これはやつぱり修飾語は捨てた方がいい。表現は明快に、これは

そうしなければだめだと思うんです。

その次でございますが、今度は「管理・運営」の部分ですけれども、「個性重視の原則」、これはさつきお話しをしました。「すなわち自由、自律、

自「責任」、「すなわち」という言葉はイコールでございますから、個性重視イコール自由、自律、自己責任、こうなるわけです。だから、すなわちはイコールであるということをお忘れなく。したがつて、「個性」との関連がどこにあるのかということになるわけです。

それから、同じ「管理・運営」のところに、「運営にあたっては、各学校の個性を大切にするとともに」とあるんです。やっぱり学校に個性があるんだな。不思議ですね。校長がかわっても個性は変わらないわけだ。教師が全部入れかわっても学校の個性なんだから変わらないわけだ。生徒が全部かわっても変わらない。建物ですね、そうする個性というのは、建物なんだ。それは焼けない限り変わらないんだ。「学校の個性を大切に」、こんなばかな話ないんだ。皆さん笑っているけれども、ここにあるんですよ。ちゃんとあるんです。

第四部4の(1)の①です。ちゃんと書いてあります。

ですから、私は歴史に残ると思うんです。海部さん、あなたが大臣のときに――あなたは臨教審でないと書いたのですから。一番インフルエンシャルなのは総理大臣ですね。本当は違いますよ、文部大臣ですよ。総理大臣は、職務を分掌してあなたに教育責任を任せているはずなんだ。彼は余計なことを言わぬ方がいいんだ。おっしゃっていますよね。だから毛があるとかないとかいう話に発展しちゃうのであります――まあ余り茶化すと何か責任が残りますから。そういうことで、私はここに出てくる個性といふのは、やっぱり特色とか人格というのに置きかえるとかなり文脈がいいんじやないかと思つております。これが教育改革の基本方向ということです。それをさせていただきました。

それでは今度はその次の各論の方をひとつお話をさせていただきます。

この間、三月二十九日ですか三、四日前に、臨教審研究班がアメリカを視察してきて、入試改

善で中間報告を出したと朝日新聞に載っています。これはほかの新聞にも皆載っています。非常に興味のあることが出ております。米国大学を六でしたか、視察をした結果得た結論です。それが合否は決まってしまう、それはもう文句だけ合否は決まるでしょうと、これが一項あります。そ

の次に重要なことがあります。これは文部大臣もよく聞くと、今までおっしゃったことどとの辺が合うか矛盾するかわかると思います。一番目が、面接試験や推薦状は客観的事実をつかむ上で余り役に立たないからだめだ。よろしくございますか、非常にこれは重要なんです。私はこれは非常に重要なとおもいますよ。それで、三番目といふべきなんでしょうかね。どういう方法があるでしょ

うか、そこで入試には、学力以外の評価基準として、人物や行動を重視すると、非常にもつともなんです。

そこで、人物や行動を重視する、これは評価であります。文部大臣お考えがありますか。

○國務大臣(海部俊樹君) この記事を読みましたときには、私も非常に新鮮な刺激を受けたという気持ちでしたので、その当の御本人と会って話を聞いてしまいましたので、ここで私のお答えが私自身の答えというよりも、その本人に教えられたことを含めての答えになりますから、先生の御質問に答えたことになるかどうか、いささかちゅうちょするんですが、米国では、このころ本人に書かせるんですけど、米国では、このころ本人に書かせるんだそうです。自分自身はボランティア活動をこれだけ継続してきましたとか、その間にこういう積み重ねがありましたとか、人でできないような社会正義を貢献するためにこういうようなことをこうしてきましたということを自分で書かせるんを出して、自分自身で書いたものも大体です。学校の先生が内申書に書いたり調査でもらいたい。それはあくまでそこにはいろいろ書で出したりすると、どうしてもそこにはいろいろゆがみが出てくるから、自分自身で書いたものを出して、それによって自分自身の人物評価を

ぱまたそれは崩れるのじゃありませんかというような皮肉な質問を私もしてみたんですけれども、それはいろいろな調査によって、またそこにインチキな申告があるとかえつてマイナスが多くなるから、このころはそれが一番信頼される方法になつておるんだというようなことを当の御本人の千石先生が私に教えてくれました。

○高桑栄松君 私は今のもつともらしいお話を聞いて、私の意見が――もう昔から同じなんですけれども、あるんです。

入試が選抜の資格かということなんですよ。資格であれば私が最初から言つたハードル論でいいわけです。あとはどんなにできるのがいても全部同じなんだ。本当にだめなのだけ落とせばいい。ハードル論です。ハードル論はアメリカもいいと言つていいわけです。だめなものはだめだとついているんだ。いいものをいいと言つていいわけだ。しかし中間ですね、点数をつけられるかといふことは本人の評価ですね。主觀ですか、主觀じやありませんよ。主觀というものは、お

はこう思うことなんですね。おれはこう思ふといふことは、ほかの人が評価したら違うと思うことですよ。自分が書いたって同じです。自分ならもつとよく書くんじゃないですか。テクニ

ックさえうまくやもつといい。人に教えられて書くかもしれないわけだ。完璧にもつといふものができる、本人とは別のものができるかもしれない。いざれにしても主觀なんですね。主觀といふのは人によつて違うことです、一般論で言いますと、人によつて違うというのは不公平といふことです。客觀といふことは、客觀的であることは、だれが評価しても同じだということです。客觀といふことは、同じでなきや客觀と言ふことです。だから、客觀的といふのは公平といふことです。だから、人物や行動を客觀的に評価する方法があるかというのが一つ。私はなに評価する方法があるかというのが一つ。私はなに評価する方法があるかといふことです。だから、人物や行動を客觀的でありますから言つておるんです。だから、人物や行動を客觀的でありますから言つておるんです。

私は、臨教審の研究班の報告を読みまして、内心興味津々ですよ。できることを書いているなと。科学者なら書けないんです、これは。総理大臣が言つておる参考資料といふなら、人物、行動、うそでも何でもいい。ああそうかそろそくと思つていればいいです。だけれども、参考資料じゃないじやありませんが、参考資料ならない。総理大臣が言つておる参考資料といふなら、人物、行動、うそでも何でもいい。ああそうかそろそくと思つていればいいです。だけれども、参考資料じゃなくて選抜の資料。選抜は競争でござりますから、勉強、努力は入学まで。アメリカは卒業す

るまで大きな違いなんです。ですから、卒業で起きるかどうか、どれだけの単位を取れるかどうか、その単位は世界に通用するかどうか、そういう厳しいやつなんです。オランダのライデン大学は卒業生は四割だと書いてありました。だから、六割はまあ入ってこいというようなものだ。出れないだけの話なんです。ですから、人物、行動をもし盾にとるなら、入ってきたのを落とすという体制をとればいいんです。それがこの間申し上げたスペシャルスチューイングです。

どうも臨教審の三月二十八日の報告を見ますと、成績のよい者と悪い者はつきり分ける。私はあのときに成績順で例えば〇・八までとれと申しあげた。ハーデル論で、こう申し上げたわけです。そして〇・四はその中でどうとするかといふ問題だと。それは手を挙げさせてもいい。私はくじ引きでもいいかなと思った。くじ引きは不公平んですね。間違いなく不公平です。入りたいというときに入れなかつた人の不利益がありますから。しかし、不利益ではない理由の一つは、入つてから間違ひなく落ちるよということです、できなければ。だから浪人するのと同じなんだよ、いいかということです。スペシャルスチューイングというのはそれを言つたわけです。登録しない。ただ、できたときに単位はさかのぼつて与えてやる。だから、どうもこの報告を見ましたら、我田引水みたいでそれども、私のハーデル論と理は、私がここで質問をしたときに、私のところは一・四とつていると言いました、慶應ですね。

〇・四余分にとる、そして、卒業のときにちゃんと〇・四、どうなるのか知らぬけどないんですね。一出るようになつているらしいですよ。だから、それがやっぱり本当だらう。一点を争つて入れなかつた子供の不利益を思いますと、私はやっぱり〇・二ぐらいは余分にとるというふうなことを僕は意見として申し上げたんです。私は批判だ

け申し上げているんじやなくて、一応私の提案と

臨教審ということで、文部省はさつきからわからぬとおっしゃつておられるんで、わからぬでは

いますけれども、二期制を考えているんだろ

うか、一期制なんだろうか。春秋なのか、それとも

やっぱり話になりませんでレクチャーになつちや

いますけれども、二期制なんだから。春秋な

うか、一期制なんではありませんが、た

まですが、これは答申を待ちませんと最終的な御答

でしよう、文部省。どう思いますが。

○政府委員(大崎仁君) いわゆる春秋入学制とい

うのが「審議経過の概要」に出ておるわけでござい

ます、年間。もう四組秋に入つてきたら、教室が

もう四つ要るわけです。明らかに要ります。五

十人だから半分ずつで複式というわけにいかないん

だな、大学は。いきません。だから、これやっぱ

り全員収容ですよ。施設が倍ります。実習室が

そうで、実習室は、今、北大を見ますと二つで

あります。これで全部やつてある。フル回転です。で

から、実習室もすべて必要。それから講義、私

は衛生学年間八十時間の講義です。人がかかると

もう八十時間やらなきやだめです。ここへもつて

きて、文部省の委員だ何だと、出てこられるわけ

ないじやありませんか。

しかも、海部さん御存じでしようが、昔は一、

一、二だった。今一、一、一といふのは、一、

二ほどもあらんありますよ。しかし、一、一、

一のところが多いんだから。これがみんな、一、

一、教授、助教授、助手で二倍の講義と実習

をこなすことになるということです。これは理科

の大学は不可能だと言つています。二期は不可

能。文科は知りませんよ。文科はきっと文科

の林先生おられるから余り勝手に憶測してはいけ

ませんけれども、文科だって同じなんじやないか

な、やっぱり。時間は倍要るわけだしね。そうす

ると、スタッフも倍、施設も倍、全部倍にしてお

いませんが、適当なんです、これはね。

○高桑栄松君 何かよくわかりませんけれども、

三日おくれても暫定予算するかどうかといつても

めているわけだから、これ、半年おくれてもいい

のかな、予算措置がなくともいいのかな。ひょつ

としたら、大学入試に合わせて、国の予算もアメ

リカ流に七月からするのかなと。アメリカは六月

に終わりますからね。ですから、予算もお考えに

なった方がいいのかな。これは私素人でございま

して、そんなのまあどうでもいいと言つちやい

ます。もし秋学期なら、私は、ここまできたん

だから秋学期にやつたらどうだと思うんです。そ

かわり、高等学校も運動させる、中学も小学校も

運動させる。ただ、移行期というのはどうしても

う形でくるんだろうと僕は思つんですよ。一応そ

う思いますよ。だから、三人、五人入つてこられ

ちゃむしろ迷惑なんだ。三人でも相手にして講義

しなきやだめ。実際しなきやだめなんですか

ん。

それから、理系を例に挙げますと、例えば医

学部は学部四年で百人ずつですよ。講義は百人入

る講堂でやるんですよ。四つしかないんです、講義

だめだと申し上げているんじやないん

です。だからレクチャーが多くなつて申しわけありませ

ん。

九月入学の問題点に参ります。

臨教審ということで、文部省はさつきからわからぬとおっしゃつておられるんで、わからぬでは

いますけれども、二期制を考えているんだろ

うか、一期制なんだろうか。春秋なのか、それとも

やっぱり話になりませんでレクチャーになつちや

いますけれども、二期制なんだから。春秋な

うか、一期制なんではありませんが、た

まですが、これは答申を待ちませんと最終的な御答

でしよう、文部省。どう思いますが。

○政府委員(大崎仁君) いわゆる春秋入学制とい

うのが「審議経過の概要」に出ておるわけでござい

ます、年間。もう四組秋に入つてきたら、教室が

もう四つ要るわけです。明らかに要ります。五

十人だから半分ずつで複式というわけにいかないん

だな、大学は。いきません。だから、これやっぱ

り全員収容ですよ。施設が倍ります。実習室が

そうで、実習室は、今、北大を見ますと二つで

あります。これで全部やつてある。フル回転です。で

から、実習室もすべて必要。それから講義、私

は衛生学年間八十時間の講義です。人がかかると

もう八十時間やらなきやだめです。ここへもつて

きて、文部省の委員だ何だと、出てこられるわけ

ないじやありませんか。

しかも、海部さん御存じでしようが、昔は一、

一、二だった。今一、一、一といふのは、一、

二ほどもあらんありますよ。しかし、一、一、

一のところが多いんだから。これがみんな、一、

一、教授、助教授、助手で二倍の講義と実習

をこなすことになるということです。これは理科

の大学は不可能だと言つています。二期は不可

能。文科は知りませんよ。文科はきっと文科

の林先生おられるから余り勝手に憶測してはいけ

ませんけれども、文科だって同じなんじやないか

な、やっぱり。時間は倍要るわけだしね。そうす

ると、スタッフも倍、施設も倍、全部倍にしてお

いませんが、適当なんです、これはね。

○高桑栄松君 何かよくわかりませんけれども、

三日おくれても暫定予算するかどうかといつても

めているわけだから、これ、半年おくれてもいい

のかな、予算措置がなくともいいのかな。ひょつ

としたら、大学入試に合わせて、国の予算もアメ

リカ流に七月からするのかなと。アメリカは六月

に終わりますからね。ですから、予算もお考えに

なった方がいいのかな。これは私素人でございま

して、そんなのまあどうでもいいと言つちやい

ます。もし秋学期なら、私は、ここまできたん

だから秋学期にやつたらどうだと思うんです。そ

かわり、高等学校も運動させる、中学も小学校も

運動させる。ただ、移行期というのはどうしても

ういう人を場合によれば特例で受け入れる、秋で

も春でもいつでもいい、それはできると思う。

それからもう一つは、ただ秋学期の方が僕はい

いと思つんすよ、国際対応を考えるんだから。

国際対応なら秋ですね。そうすると、日本の予算

年度と半年違うんだけれども、これは文部省とし

ては問題はないんでしようかね、予算が半年でか

わるということは、どうでしよう。

あります。これは仕方がない。それが嫌だつたら今までどおりやるしかない。教育改革と銘打つたからには何かしないといけないんでしょうかからして国際対応で秋学期というのも考え方よろといいかなど、私はこれはある意味で賛成なんです。

それから、予算委員会のときに質問をしたこと非常にかかわりがあるんですが、博士研究員制度というのが新聞にちょっとと載りましたね。あれは我々には常識なんです。常識なんで、何も目新しいことじやないんですね。科研費をもらいますと、私たちは人夫賃は出せることになつています。しかし、オーバードクターのような、研究の主力になつてくれるような、中心になつてくれるような、研究室の推進力を雇うことはできないんだ。だから、人夫賃なんですね。謝金なんです。ですから私は、科研費なんかでもオーバードクターを雇うような、そういうことができないかな。そうすると、オーバードクターという問題の非常に大きな対策になると思うんです。オーバードクターを二年なら二年契約で雇う。我々、大型の科研費というのは、やっぱり三年計画でもらうことになつています。ですから、三年または二年雇えるわけですよ。その中で、おまえには幾らやるから雇うわけだ。そして、この人がある程度研

究論文を出せるようになりますと、非常にできる人は売れていきますよ。もう嫁にもらい手いっぱい出てくる。それが、わけがわからないオーバードクターでいるから、オーバードクター問題で何と思う。だから、私はオーバードクター対策としては、科研費をぐんとふやし——ぐんとでもない。でも全部文部省解決しろと言われてお困りなんだと思つ。だから、私はオーバードクター対策としては、科研費をぐんとふやし——ぐんとでもない。さなても、要するに旅費に使えと言つたあれですよ。今度は人にも使えと。それでオーバードクターを雇つたらしい。今、文部省にその制度ありますね。特別研究員制度だったろうか、大学が終わつて一年ぐらいか何か忘れましたが、あります。しかし、あれも梓があるんだ。某大学何名な

んだ。ですから、私がもらつてきた研究費で雇うというわけにいかないんだよ。ですから、私がもらってきた研究費で二年なら二年雇う。アメリカはそれですか。ですからアメリカは非常に活

きがいるんですよ。だから日本からどんどん行く

わけです。そして、そこで名を上げれば、帰つて

ようか。

○政府委員(植木浩君) 先生今御指摘のように、六十年度から特別研究員制度という、いわばニューフェローシップ制度をつくりまして、博士課程修了者等を中心にして二年間研究に従事していただきまして、若手研究者の育成、確保を図るという施策を始めたところでございます。

○高桑栄松君 特別研究員制度というのはもつと前からあつたと思ってたけれどもな。六十年じやないな。昔からあつたでしょ。

○政府委員(植木浩君) 日本学術振興会の事業といたしまして從来から奨励研究員制度というのがございました。それを、いろいろ有識者の方から改善の意見をいただきまして、六十年度から新しい特別研究員制度としてスタートしたわけでございます。

いろいろと御議論をちょうだいたいしておるわけでございまして、私どもいろいろな方と御議論をしておるわけでございますが、やはりまだ科学研究費で人件費、いわゆる給与とか手当等を支出でから考えますと、どうしてもまだそこに踏み切つて、円滑に機能するといふところまで自信が出てないでございます。それが、わけがわからないオーバードクターでいるから、オーバードクター問題で何とも思つ。だから、私はオーバードクター対策としては、科研費をぐんとふやし——ぐんとでもない。さなても、要するに旅費に使えと言つたあれですよ。今度は人にも使えと。それでオーバードクターを雇つたらしい。今、文部省にその制度ありますね。特別研究員制度だったろうか、大学が終わつて一年ぐらいか何か忘れましたが、あります。しかし、あれも梓があるんだ。某大学何名な

をもらつてゐるところでございます。

そういつたこともございまして、六十年度からスタートいたしましたニューフェローシップ制度、特別研究員制度におきましては、もちろんそ

れぞれの御本人に研究奨励金が二年間出るわけですが、そのほかに、その個々の研究奨励金をもらつております若手研究者に科学研究費から研究費が出るようにということを工夫をいたしまして、昭和六十年度からそういう形で大学の博士課程を修了した人などを中心にいたしました若手の研究者に科学研究費も活用していただいておる、そういう状況でございます。

○高桑栄松君 特別研究員制度といふのはもつと前からあつたと思つたけれどもな。六十年じやないな。昔からあつたでしょ。

○政府委員(植木浩君) 日本学術振興会の事業といたしまして從来から奨励研究員制度といふのがございました。それを、いろいろ有識者の方から改善の意見をいただきまして、六十年度から新しい特別研究員制度としてスタートしたわけでございます。

いろいろと御議論をちょうだいたいしておるわけでございまして、私どもいろいろな方と御議論をしておるわけでございますが、やはりまだ科学研究費で人件費、いわゆる給与とか手当等を支出でから考えますと、どうしてもまだそこに踏み切つて、円滑に機能するといふところまで自信が出てないでございます。それが、わけがわからないオーバードクターでいるから、オーバードクター問題で何とも思つ。だから、私はオーバードクター対策としては、科研費をぐんとふやし——ぐんとでもない。さなても、要するに旅費に使えと言つたあれですよ。今度は人にも使えと。それでオーバードクターを雇つたらしい。今、文部省にその制度ありますね。特別研究員制度だったろうか、大学が終わつて一年ぐらいか何か忘れましたが、あります。しかし、あれも梓があるんだ。某大学何名な

る人なわけだ。そうでしよう。だから、その人は自分の研究費から使つてやればいいわけだ。だから、何でも画一的にやろうとなさるとやっぱり大學生に何名とかという割り当てになるわけで、そうではなくて自分の取つてきた科研費でやれないか。例えば一千万取つてきたら、月十万でも少なめでも我慢しろよといふようなことで百二十万抜けないかといふようなことです、私の言つているのは、まあそれもつと頑張るようく希望いたします。それ、議論にはなりませんものね。

○高桑栄松君 その次に、授業五日制といふのが何で書いてありますよ。小中学校でお困りの向きもあるよう

なんですよ。北大賛成なんかな——学校五日制ですね。これは北大賛成なんかな

でございます。

○高桑栄松君 それで授業は一割減らしました。これは大変な話も聞くんですけれども、私は、授業五日制と紛争の真っ最中ですが、授業五日制をついに採用いたしまして、文部省にはしかられるような気配でございましたから、土曜日は自習ゼミとカリキュラムには組みました。それで土曜日も半日あることになつてますが、自習ゼミでござります。

それで、授業は一割減らしました。これが大変な

いろんな問題がありましたけれども、我が北大医学部は今から十年前に既に発足をいたしました。もうとつに、ずっと学年進行で、今授業五日制です。恐らく国立大学ではないんじゃないかな。国際基督教大学は五日ですね。だから多分ありませんよ。私のところがトップだったのでございましたから、土曜日も半日あることになつてますが、自習ゼミでござります。

それで、授業は一割減らしました。これは大変な

問題がありますけれども、一、一、一でござります

せんが多分ないと思います。

北大医学部にはあつちこつちから見学に来ました。どうしてやれましたって、一割減らしただけの話であります。そして、土曜日は外せという至上命令で外さしたわけです。これは、私が主張しましたのは、祭日が当たるとカリキュラムの中で一日抜けますね、抜けるんです。日曜日に当たったときは月曜日が抜かれますね。月曜日の授業担当者は統計的にはどのより七分の一当たる確率高いわけです。私、統計学を教えていたものだから。大体

月曜日のトップは私の授業なんです、何年も。一番嫌だというところにトップに出ていくって講義をしたもので。それで、欠席の多いやつは、もう僕は強烈に文句言つたんです。朝眠いのか、そんなやつは落第するだけなんだぞというようなことを言つてね。それで、月曜日トップというのはこつちも辛いけれども学生も辛かつたと思う。しかし頑張つたわけだ。それで、祭日に当たったとき講義しろ。補講に充てさした。それから、中間試験が一講目はいい。「二講目のときに中間試験をやると、一講目のときだれも勉強しないわけですよ。試験の勉強をしていましてね、講義を聴いてないわけだ。多分海部さんも身に覚えがおありかと思ひますけれども。我々そうしたですよ、大体。だからあれはだめ。授業妨害になる。したがって、二講目以後の人が中間試験をするときは土曜日にやる。土曜日を中間試験の日とそれから補講に充てさしたんだす。そのためにあけてありますよと言う。そしてあと学生には自由に、クラブ活動をやってもいい。勉強をするなら図書館をかけてある。レクリエーションに行つてもいい。自分勝手なことをしなさいと。それで毎週ゴールデンウイークということに北大医学部は今なつております。

んなことがあるみたいですから、私は大学の立場で申しますと、大学だけはいいんじゃないのか。大学の教授方は、授業が減るのを懇意が減ると思うんですね。大間違ですよ。頭のいい教授は一割減らしてもちゃんと教えますから。だから、時間かけなきや教えられないというのはだめなんだ、これは。だから減らした方がいいですね。外国は皆そうやっていますからね。

ついでに高桑提案をいたしますと——メモをとられるほどのことじゃないんですよ。私は労働衛生をやつていたものですからね。一週間を見ますと、土曜日というのは案外事故率は少ないんですよ。事故率は月曜日が多いんです。つまり土曜日は、ああ帰れる、土曜日半ドンだ、あすは日曜日だと思って刺激をされて、非常に能率も上がるし、生き生きとするらしいですよ。月曜日はきのうの疲れが残っていて、何かウォーミングアップが足りないんです。月曜日は事故率が多い。それで私は、土曜日にかえて月曜半ドン制を言つたことがあります。当時の新聞社がおもしろがりましてね。特集を組ましてくれというようなことを言った。そして、私の言つたのがでかでかと、「月曜半ドン制の提倡」となりました。学校も同じでないかなと今思っています。月曜日は嫌だと申し上げたでしょう。月曜日というのは嫌ですよ。半日で終わつたらきっと気分的には楽でないかな。だから月曜半ドン制というのは文部省もお考えになつて——週休二日がだめだつたら、月曜も半ドン、土曜も半ドンにしたらいいんじゃないですか。そうすると、ちょうどもう半日休みですね、ウォーミングアップに充てることができる、こういうのが私の労働医学の立場の研究から出てきた。疲労は真ん中にもう一回ありますよ。本当は水曜も半ドンがいいんですね。月曜半ドン、水曜半ドン、土曜半ドンというと全部半ドンになつてしまいそつだから、そこまでは高桑も提案いたしました。そういうふうな気がいたします。

ておるんですが、第二部の第三章というところに、健康教育を充実するというのは前にもかなりな見出しで出ていまして、私は大変これは大事なことだと思つて何遍か提案しているんです。二度昭和二十四年までは必須だったんですから。教育心理と教育衛生といったかな、必須だったんですね。それは、教職員免許資格の中に健康教育、学校保健を必須にしろということなんです、これは昭和二十四年までは必須だったんですから。教育心理と教育衛生といつたかな、必須だったんですね。昭和二十四年に教職員何とか法が変わったときに選択になつたんです。しかし、選択になつてそれがとなるかということになるわけですけれども、私は思うのに、健康の教育というものこそ生命の尊厳を教える。今は死に直面することがない。だから死というものを子供たちは知らない。死というものがどんなに人間にとつて厳しいものか、悲しいものか、そういうことを子供たちは身近に教えていない。こういうことがあります。しかし健康教育は、健康というものはやっぱり生命が根源なんですね。だから、健康教育を小さいときから教えていく。そうすると、弱い子はいたわるという精神になると思うんです。だから弱い子をいじめるという精神は出ないはずなんだな。健康というのはそういうものなんですね。だから、健康教育が選択になつたからいじめが出来たんじゃないかと、私は文部省に責任を追求したいような気持ちがないことはない。

それで一つ伺いますけれども、主任制度というのがあるかないか、今現実にどうなつてあるか知りませんが、主任制度というのが三つかなんかありましたね。保健主事が入っていますね。ちょっと教えてください。

○政府委員(阿部充夫君) 保健主事につきましては三つでしたかな。

○政府委員(阿部充夫君) これはかなりいろいろなもの、主任制度の一つのものと思っております。

○高桑栄松君 そうですね。たしかその主任制度が、学年主任なんかですと各学年におりますから

〇高桑栄松君 保健主事というのは養護教員ではないですね、今お答えいただきます。そして、その資格の中に、健康教育、学校保健を選択でとるということが資格でしょうか、どうでしょうか。

〇政府委員(阿部充夫君) 特別の資格要件は定まっていないと記憶しております。

〇高桑栄松君 そこなんですね。主任制度に認定をしながら、管理職手当だとかいって反対も受けているようですが、そういう重要なポストをセレクトしながら、資格が、健康教育をとつていてなくともいいわけだ。そこに私は、健康教育を充実と言いかながら非常に軽視しているんじゃないか。片手間仕事でできるんじゃないか、こんなふうに思うんですね。ですから私は、健康教育を充実するということを大分前から臨教審でうたつてくれました。私は非常に感謝しています。年來の主張でございます。ですから、多分医学系の方が一生懸命言つたんだなと思って喜んでいます。

結局、この健康教育を充実するということは、充実というのは言葉じやだめなんであつて、やっぱり一人一人の子供の健康を見守つてやる、そういう先生の知識、今養護教員でさえも充実していないという質問があつたわけですけれども、それとは別に、自分の学級の一人一人の健康を見てやる先生方の健康知識がないんじやないか。だからこれは私は教職員資格に入れてほしい。これは日本学校保健学会がもう十数年来希望し続けて、多分しょっちゅうお願いに上がつてていると思うんです。私も日本学校保健学会の会長を務めた人間でございますが、そういう意味でもこれは何とかやつぱりちゃんと教員の資格に必須科目に入れるべきではないか、こう思つておりますが、どうでしょね。

〇政府委員(阿部充夫君) この問題につきましては、前から先生の御意見というのも承つておりますし、それからまた御指摘になりましたように、

最近臨教審の御議論の中でも健康教育の重視ということが議題となつて論議をされているという状況でございますので、御指摘の趣旨は私ども十分わかるし共感をする面も多いわけでございますが、ただ、現実に大学での教員養成の課程の中にそれを必修として入れ込んでいくということに相なりますと、そのほかにも例えば国会でもしばしば御指摘をいただいておりますが、特殊教育についても全部全教員に理解させるというような御指摘まで、いろいろな大変もつともな御意見があるわけでございますが、それがいわゆる開放制のもとで大学の中でどれだけの単位を必修として学生に拘束し得るかという問題との間のジレンマに私も悩むわけでございます。一昨年、昭和五十九年に免許法の改正を国会に御提案申し上げました際には、そういういろいろな御要請に各大学がこたえ得るようにということで免許基準の一部引き上げということを御提案申し上げたわけでござりますけれども、結局成立をしないで終わつておるわけでございまして、これからの大変な宿題であると思っております。

なお、大学で必ずやらなければならないということではなくても、例えば新任教員の段階で十分研修をさして身につけさせるというようなやり方も別の方法としてはあり得るかと思います。臨教審の御議論等も見ながら、私どもも今後の対応いろいろと検討させていただきたい、かように考えております。

○高桑栄松君 わかりました。全く無視しているのではないという、非常に前向きにお考えいただいている、今のような考え方があれば少しでも前進しますよね。私はやっぱりいじめなんかの対策にも健康教育というのが今大事なんじゃないのかな。日本人の意識調査でいつやつても健康がもう第一に挙がってきますから、これは非常に大事なことだろうと思います。

それじゃ、時間になりましたので、ひとつ教育財政のところを見ていただきますが、一番最後の章の一番しんがりに、「教育財政の展望」という

があるんですが、ちょっと伺つて、臨教審でない
とおっしゃるかもしらけれども、「本格的な審
議は、基本的に今後の課題とせざるを得ないが、
教育財政の見直しに当たっては、スクラップ・ア
ンド・ビルトの考え方方に立つて」と書いてあります
。これは教育改革の財政問題はスクラップ・ア
ンド・ビルトの対象になるということでしょうか
か、どうでしょうか。

○政府委員(齋藤諦淳君) 教育行財政につきまし
ては、今第一部会でいろいろ検討をされておりま
して、運営委員会あるいは総会等にもまだ一切原
案がかけられていない状況でございます。したが
つて、この記事がどういうようなことであるのか
必ずしも私ども事務局としては十分把握していな
い、こういう状況でござりますので御了解願いた
い、こう思います。

○高桑栄松君 スクラップ・アンド・ビルトとい
うのはこれは改善なんですね。スクラップ・アン
ド・ビルトは、もとの形の中で取りかえているわ
けで、これは改善なんですね。改革と言うからに
は、やっぱり抜本的なものが必要である。スクラ
ップ・アンド・ビルトじゃないですね。ですか
ら、教育改革と銘打つてこれだけ大きなウエート
をかけてきて、そして財政がスクラップ・アンド
・ビルトであつたら、そのためにエネルギーを使
うことはないんじやないか。私はもうむだではな
いかと思うぐらい、これはもう非常にうまくない
言葉だと思つています。ですから、スクラップ・
アンド・ビルト、イコール改善であつて改革では
ない。ですから、改革であるからにはやっぱり特
別に大型の予算を別個に組まなければ教育改革は
できないと思つておりますが、文部大臣、いかが
でしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) 第一次答申でどのよう
なことが出てまいりますのか、私どもはまだそれ
を見守つておる段階でありますけれども、御承知
のように、変わらなければならぬこと、やらなければ
ればならぬこといろいろあると思います。そうい
ったときには、これがまだ答申の原案ではないん

でそれども、まさに最後の一行なんかは十分大切に尊重してもらいたい言葉であるなど、私はそう思つてこれを読んでおります。

○高桑栄松君 これで私の質問を終わらせていただきます。

○吉川春子君 三月二十日の委員会で時間の関係でやり残した君が代、日の丸問題でまず伺います。

法制局見えてますか。——学校の入学式における君が代齊唱、日の丸掲揚の問題は、学校の教育課程の特別活動の中の学校行事の問題であり、当然学校教育法第二十八条六項「教諭は、児童の教育をつかさどる。」における教育の内容ではないかと思いますが、いかがでしょうか。——法制局に聞いたんです。

○法制局参事(福田義君) 内容に含まれておると考えております。

○吉川春子君 法制局にちょっと二、三伺つてから文部省伺います。

小学校、中学校の学習指導要領では、日の丸掲揚、君が代齊唱について、「国民の祝日などにおいて儀式などをを行う場合には、児童・生徒」としてこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し、国歌を齊唱させることが望ましい。」とあります。決めるのは、教育課程を決める学校ではありませんか。

○法制局参事(福田義君) そういうことになつておると存します。

○吉川春子君 入学式、卒業式において君が代齊唱、日の丸を掲揚すると教育課程の内容を決めるに当たって、子供の教育に直接携わっている教師の意見が尊重されるのは教育の条理ではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○法制局参事(福田義君) 済みません、今ちょっと質問を聞き落としましたので、もう一度お願いたいと思います。

○吉川春子君 入学式、卒業式において君が代の齊唱、日の丸を掲揚すると教育課程の内容を決め

るに当たって、子供の教育に直接携わっている教職員の意見が尊重されるのは教育の条理ではないですかと、いうふう伺いました。

○法制局参事(福田義君) それが至当だと考えます。

○吉川春子君 かつて文部事務次官、現在国立教育研究所長である木田宏氏は、その著書「逐条解説 地教行法」で、「教育作用の本質は、指導であつて、決して監督ではない。」「教育者が主体性を持たないでは教育は生命を失う」、「指導、助言、援助等の非権力的作用にこそ、教育行政の最も大切な仕事がある」と述べています。戦後の憲法、教育基本法に基づく教育行政の本質は指導、助言、援助の非権力的な作用にこそあるのではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○法制局参事(福田義君) 前半は私ども法制的の専門外でございますが、一般に教育行政というものはそういうものであろうかと存じております。

○吉川春子君 法制局はもう結構でございました。

文部省は、衆議院で我が党の三浦久議員の質問に対し、学校の教育目標、方針として、入学式、卒業式のときに君が代を齊唱すると決められた以上は、そこで働く教職員はその方針に従つて教育を展開していくことが公務員関係の当然の義務というふうに言つていらっしゃいます。しかし、どのように決められたかが問題であるわけでも、さきに挙げました昭和四十七年の大阪地裁の日の丸掲揚についての判決が、校長が教職員とよく話し合つて納得の上で実施することが望ましいと判断しています。この判断は教育行政の条理に合つたものだと思います。

そこで、文部大臣に伺いたいんですけれども、今から私が読み上げます文章をよくお聞き取りりただいてお答え願いたいわけです。戦後、文部省の新教育指針は、

教師自身が民主的な修業を積むこと

生徒を民主的に教育するためには、先ず教師自身が民主的な修業を積まねばならぬ。それも

理論や観念としてではなく、教師の生活に結びつき、実行を通して修養することが必要である。学校の経営において、校長や二、三の職員のひとりが事はこばないこと、すべての職員がこれに参加して、自由に十分に意見を述べ協議した上で事をきめること、そして全職員がこの共同の決定にしたがい、各々の受け持つべき責任を進んでたすこと——これが民主的なやり方である。このような学校経営そのものによつて教師は民主的な修養を積むことになるのである。

文部省の指針なんすけれども、この方針は今も変わつていいわけですか。

○政府委員(高石邦男君) 少し基本的に申し上げなければならぬと思います。

小中学校の義務教育についてどういう教育を施すかということは、我が国では憲法、教育基本法、学校教育法という法律の目的、目標に掲げてあるわけでございます。その具体的な目的、目標を達成するため、我が国では学習指導要領の基準というのを決めるわけでございます。その学習指導要領の決められた基準の中で教育を行つてあるわけでございます。その具体的な目的、目標を達成するため、我が国では学習指導要領の基準といふのを決めるわけでございます。その

現在の小中学校の制度であるわけです。

文部省の決めております現行の学習指導要領の基準で、国語であるとか算数であるとか社会であるとかいろんなものを具体的に決めているわけであります。したがいまして、先生方がの立場でございます。したがいまして、先生方が自分の思うように得手勝手に自分の考え方だけを教えるというわけいかないという仕組みが

わらず、法令にこだわらず、学習指導要領にこだわらず、展開するということは許されないといふことがあります。

○吉川春子君 端的にイエスかノーかでいいんですが、今のその指針は基本的には生きているんで

すか、死んでいるんですか。

○政府委員(高石邦男君) 簡単に答えることがであります。したがいまして、教師がそういう工夫を凝らしながら最大の教育効果を上げていくようにしなければならない責任は当然あるわけであります。

教育の現場の実践に当たるのは教師であります。したがいまして、教師がそういう工夫を凝らしながら最大の教育効果を上げていくようにしなければならない責任は当然あるわけであります。

そこで、その効果を上げていく教育の具体的な内容の展開に当たっては、学校全体で学習指導要領の基準に基づいて教育方針が決められるわけであります。教育方針が決められる際に、職員の意見を十分聞きながら決めるというのが通常であるうと思います。ところが、なかなか校長と職員の意見が合わないということが具体的にあり得るわ

けであります。その場合には、学校の最高責任者は校長でありますし、校務をつかさどる責任を持っていますので、校長が最終的な決断をする、決断した以上はそれに従つて教職員は授業を展開しなきゃならない、こういう仕掛けでございます。

○吉川春子君 私が今読みましたのは文部省の方針なんすけれども、自分で決めた方針からもかなり今日の文部省の姿勢が変わつてきている、そういうことをあらわした御答弁ではなかつたかと

思います。

さて、三月二十二日、兵庫県の宝塚市立宝塚小学校の卒業式へ、右翼の政治結社が、日の丸掲揚、君が代育唱を訴えて乱入するという事件が発生しました。生涯に一度の小学校卒業式を暴力行為によって台なしにされた子供たちの心にどんな傷が残ったかと思うと、私は憤りを禁じ得ません。

文部省は全く責任がないと言えるんでしょうか。自

分の頃は、前回私がここで質問いたしましたように、教育条理に反するような行政指導、こういったものが、前回私がここで質問いたしましたように、教育

影響が大きいことは否定できないと思いま

す。そして、一番責任あるのは、やはり文部省相まって今日の右翼のああいう事件を起こす、それが背景としてあつたということは事実で、私は

文部省にも猛省を促しておきたいと思います。

この問題はもう論議が尽きないので、そのことだけ指摘して次の学校給食の問題に移つてきました

いと思います……

○國務大臣(海部俊樹君) 委員長、発言させて

ただけないでしゃうか。——ただいまの御指摘

は、やっぱりせっかくの卒業式の場ですから、児童生徒の目の前でああいつた右翼の乱入があつて

学校教育の場で極めて非教育的な行為が起つた

ということは、私は次元が違う問題として許すべ

きではない、警察にもそういうことは十分対応してほしいとお願いをしたところでございます

が、しかし、さらにもう一つ別の面から言えば、

たつた一回の最後の卒業式のチャンスに、自分の

国国旗も掲揚されなかつたというようなことで

は、児童生徒にとつても大変よくないことだと、私はこれは次元が違う問題だけれども、思つてお

るわけであります。

なぜかというと、どうして日本の国の学校の卒業式に国旗や国歌を教えることがいけないんだらうかということがどうしてもわからないんです。私はこれは次元が違う問題だけれども、思つておるわけであります。

○吉川春子君 ちょっと残念ながらこれに立ち入る時間が余裕がありませんので、私たちにはそういう意味で、先ほど御指摘のありました卒業式、入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱についてという通達も、毎年お願いをし続けておるといふのが実情でございます。

○吉川春子君 ちょっと残念ながらこれに立ち入る時間が余裕がありませんので、私たちにはそういう意見とは違つて、教えるのは構わないんだけども強制することはどうかということで前回から御質問をさせていただいているわけなんです。

学校教育の施設設備補助の予算について伺いたいと思いますけれども、去年と比べてかなり減額されているんですけど、この五年間、予算の推移はどうなつておりますか。

○政府委員(古村豊一君) 学校給食、施設設備両方合わせて数字を申し上げますと、五十八年度が百一億円、五十九年度が八十四億円、六十年度が七十二億円、六十一年度が六十五億円ということですございます。

○吉川春子君 臨調行革のもとで学校給食費が大幅にじわ寄せを受けて、昨年比で一〇・八%、そして五年間で四〇%マイナスになつてゐるわけであります。全国の小中学校における完全給食の実施率が、この間いたしました資料では、児童生徒数

いことは繰り返し、よくないことは繰り返さない

ということを身につけていくことも教えていくことも教育の大切な一面だと思います。テレビを見て、ああこれが国旗か、大相撲を見てああこれが国歌のメロディーか、そんなことで初めて知る

よなことではなくないので、私は小学校の現場ではぜひ教えていただきたい。児童生徒の発達段階に応じてですけれども、教えていただきたい。

それで、あの暴力の事件と日の丸を掲げてくださ

りませぬから、それをきちんと区別しながら、やっぱりすべての人々がそれを教えてもらう。教えな

いのは大人の責任だと私は思つております。

そういう意味で、先ほど御指摘のありました卒業式、入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱についてという通達も、毎年お願いをし続けておる

いと、いう頼いとは全く次元の違う問題であ

りますから、それをきちんと区別しながら、やつぱりすべての人々がそれを教えてもらう。教えな

いのは大人の責任だと私は思つております。

そういう意味で、先ほど御指摘のありました卒業式、入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱についてという通達も、毎年お願いをし続けておる

いと、いう頼いとは全く次元の違う問題であ

りますから、それをきちんと区別しながら、やつぱりすべての人々がそれを教えてもらう。教えな

いのは大人の責任だと私は思つております。

○吉川春子君 ちょっと残念ながらこれに立ち入る時間が余裕がありませんので、私たちにはそ

ういう意見とは違つて、教えるのは構わないんだけども強制することはどうかということで前回か

ら御質問をさせていただいているわけなんです。

学校教育の施設設備補助の予算について伺いたいと思いますけれども、去年と比べてかなり減額

されていますけれども、この五年間、予算の推移はどうなつておりますか。

○吉川春子君 臨調行革のもとで学校給食費が大幅にじわ寄せを受けて、昨年比で一〇・八%、そ

して五年間で四〇%マイナスになつてゐるわけであります。全国の小中学校における完全給食の実施率

が、この間いたしました資料では、児童生徒数

で小学校で九八%、中学で五八・七%という水準です。

文部省は、かつて保健体育審議会に対して教務省教育諸学校における学校給食の改善充実の方策について諮詢し、理由として、学校給食の完全な実施を日途として述べておられます。これに対しして保育審は四十五年に答申しておりますけれども、完全給食の普及についてはどういうふうに述べておりますでしょうか。

○政府委員(古川潤一君) 四十五年の保健体育審議会の答申の当該部分を申し上げますと、まだ未実施校が多く残されているという現状を踏まえま

して、「このような実情にかんがみ 四十五年度
以降おむね五年で完成することを目途とし
て、年次計画による完全給食の実施を推進し、未
実施校の解消を図るべきである。」というふうな答
申になっております。

校給食を実施するように年次計画を立ててということを言っているわけすけれども、この保育園の答申について、全体的に文部省はどう受けとめて、また、答申に沿った施策をどう進めてこられましたのか、簡単で結構ですけれども、御説明ください。

○政府委員(古村達一君)　この保育審の答申は、学校給食の基本的なあり方といいますか、そういう方向についての答申をいただいたものというふうに認識いたしております。したがつて、その線に沿つて行政指導をし、施策を進めてまいります。

○吉川章子君　それにしてはまた中学校の四割が完全給食未実施として残されているわけで、これについてやっぱり全校実施を目指して今後とも頑張っていただきたいと思うんですけれども、そういうことでよろしいんですか。

○政府委員(古村豊一君)　御承知のとおり、学校給食法におきましても学校給食を奨励していくという姿勢になつておりますし、文部省としても奨励をしてまいりましたが、中学校の四割の大体の

残っておりますところというものは、主として政令都市を中心いたしました大都市の中学校でござ
る。たゞ、このへんの、

いります。学校等の状況を聞きますと、そういうふた
給食施設をつくるについても校地がないとか、井
同調理場をつくるにしても土地が見当たらないとい
かというふうなことが大変路障になつておるとい
うことです。私たちとしては、関係の市町村に
対しましてたゆまない努力をしてほしいということ
とを申し上げておるわけでござります。

○吉川春子君 文部省は昨年一月二十日「学校給食業務の運営の合理化について」という通達を出されましたけれども、例えば広島県東城町の文部省の通達によると、学校給食の運営の合理化につきましては、第一に、

の教育委員会は、学校給食の合理化の一環として、現行の完全給食から将来は家庭の手づくりまで、当へ移行するとして、現在行つてゐる完全給食の廃止を打ち出しています。通達の効果は、いろいろ形であらわれたのかといふ皮肉な見方もありますけれども、こういふ給食の廃止ということまで合

理化の中に入れて文部省は考へてゐるんですか。
○政府委員(古村謙一君) 納食の廃止ということをこの通達の中で意味しているといふことは全くございません。

○吉川春子君 そうすると、広島の東城町のよなやり方は好ましくないと、こういうことです。

○政府委員(古村達一君)　学校給食法が奨励をいたしておりますので、そういうた線に沿って市町村が当然努力すべき事柄でござりますから、方向としては逆の方を向いているというふうに思います。

○吉川春子君　給食の民間委託の通達の中で「合理化の実施については、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮」せよと言つていてますが、学校給食の質とは、客観的に何をもつて言うんでしょうか。

衛生面で非常に不備なことがあって悪くなつていて

んなことが入りてくると思します。したがいまして、質の範囲はどこまでというふうなことを私からちらは想定して言つていいわけではございません。

○吉川春子君 それはちょっと無責任な御答弁ですね。(笑)つまり、質を落とすなどということを条件にして民間委託を進めるとか合理化を進めるわけですが、これを特定しなければ、じや質が落ちたの

が上がったのがおかしいということであれば、無制限に民投票やら合理化が進んで歯どめがないといふふうになるわけですね。

学校給食の質の中には食事内容という点は、とても含まれると思いますけれども、さきに挙げたとおり、ましたい保育園の答申で、「学校給食が栄養的かつ衛生的でしかもこどもにとって魅力的なものとなるためには、単に栄養の量的な摂取にとどまらず、食事内容の質的な充実を図ることがべきであ

たいせつ」として、具体的に次のようなことを差しているわけですね。例えば、ア・献立・調理の多様化と味の向上を図ること。
ウ 調理後できるだけ短時間内に供食できるようにすること。

工　良質な動物性食品や緑黄色の野菜および
実等の使用増加を図ること。
才　・原材料は過度に加工したものは避け、でき
るかぎり新鮮な生のものを使用すること。
力　・有毒な食品添加物はもとより、不必要的な食
品添加物が使用されていると思われる食品

は、使用をしないようにすること。
文部省は、このときの保体審の答申に基づいて学校給食事内容について体育局長の通知も出されているわけなんですね。私は、曲がりなりにもとことんかく文部省としては、従来、教育の一環である学校給食の質を高める努力はそれなりにやっていらっしゃつたと申うんです。
ところが、今回の合理化の方向は、どう考えて

も今まで文部省のやつてきた、例えば食事内容の改善、すなわち給食の質の向上ということについ

業者あるいは企業は利益を上げることを目的として存在しているわけで、教育の一環としての給食制度といふものは望めず、いかに利益を上げるかといふことを第一義にしているわけでしょう。そういうところに給食を任せちゃって構いませんよということは、これは質の向上どころか確保も望めない事態にならう。したがって、二つの企業の利益を上げようと思ふのですが、

いなし、たいがと思ひます。この企業の利益追求と教育の一環である給食という関係は、どうなるになりますか。

(政庫委員会古川選一君) 学校給食が学校教育の一環であるというふうに私たちが御説明申し上げておりますのは、いわゆる給食指導を通じて、いろんな栄養指導の面とか、あるいは人間関係の醸成とか、あるいは整理整頓、そういうたった共同作業の点での教育的効果、そういうものを期待して

学校給食指導の場面が学校教育活動の一環であるというふうに申し上げておるわけでございます。それで、そいつた学校給食の獻立をつくつといくものですから、民間に委託する場合におきましても、やはり設置者として責任の持てる体制にしてほしいということから、昨年の通達の中にも

も、献立の作成は設置者がやるんですよとか、あるいは物資の購入とか調理業務については設置者として責任が持てるよう指導したりとか、条件をまとめて提出して、そういう条件を踏んだ上で適当な民間会社があれらは民間会社に委託をしていいでござると、こういう指導を申し上げたわけでございまして、この辺は上記二行ほどでござる。

○吉川春子君　そういう論理をとれば合理化せり
　　ということは言えないわけですからね。それはそ
うなんですけれども、実質的な問題として質が低
下するのではないかと指摘したわけです。
文部省は、従前より、学校給食の調理業務は民
間委託をしないという姿勢で来ておりまして、例
　　す民間会社に行けば質が落ちるのは必然である
　　というふうな論理をとっているわけではございま
せん。

えば昭和五十六年十月二十九日の当委員会でも、
当時の高石局長が、配達業務などの委託はやつて
も調理業務自体は民間委託せずに直営でやると、
こういうふうに明言しているわけですね。ところ
が、昨年の十一月の当委員会で、私の質問に対し
て古村局長は、調理の民間委託はあるし、学校給
食室を民間業者に使わせて給食をする方法も可で
あると述べていますけれども、こういうふうに政
策を百八十度変えた理由はどういうところにある
んですか。

普及と健全な発達を図るように努めなければなりません。」という努力規定が書いてあるわけございません。学校給食業務を民間に委託すること、委託するについて学校の設置者が責任を離れてしまつては、これは学校給食として成り立ちません。したがって、あくまで学校の設置者がやることを民間会社に委託をするということをございますから、給食法上の問題は生じないというふうに考えております。

○吉川春子君 学校給食法を素直に読めば、民間委託ということは全然出てこないわけです。もちらん、給食法上の問題は生じないというふうに考えております。

と、要するに、業務そのものの実施、調理業務の実施そのものを受託しているわけですが、その受託された範囲内において請負業者が責任を負うべきであると、こうしたことでござります。

○吉川春子君 調理、つまり学校給食をつくるということについての責任を業者が負うわけですが、例えば調理の過程にいろいろな不備があつた場合、それにして中毒が集団的に発生した場合の責任は、これはどこが負うことになりますか。

○説明員(坂根俊哉君) 食中毒が発生した場合の対外的な責任の問題と、それから委託主、受託主、

○説明員（坂根俊孝君） 一切という、まあ程度にもよりますが、委託主が受託側の労働者に對して指揮監督を行うということになりますと、先ほどお話しの施行規則四条との關係で問題が出てくるということでござります。

○吉川春子君 例えは、今まで調理員と栄養士がか。

○政府委員(古村達一君) 御承知のとおり、臨時行政調査会におきましていろいろな行政の見直しがなされました。そのときには学校給食業務についても見直しがされまして、臨時行政調査会から学校給食業務の運営をもつと合理化してほしいというような答申がなされたわけでございます。臨時行政調査会の答申は政府は尊重するという法律にも明記がございまして、私たちとしてはその線に沿ってよ

委託ということは、全然出てこないわけです。ところが、これらの条文にも出てこないし、やっぱり自治体任せを持ってやる。センター化については記述ありますよね。しかし、センター化であっても直営でしょう。業者に全部任せてしまいましょうことは、このどこの条文を見ても全然出ないわけですね。そういうことで、学校給食の観点からいっても非常に問題だと思うんです。

○吉川春子君 簡単でいいです。

○説明員（坂根俊孝君） 少なくとも委託者に対し
ては受託者が、その関係で損害を生じさせたとい
うことになれば、その責任を負う必要があるであ
るということになると思います。

○吉川春子君 例えは、今まで調理員と栄養士が同じ給食室で作業していたわけですけれども、今度調理職員が民間の業者から派遣されてきたとなると、栄養士が調理室に入つて、自分の献立どおりにつくられているかななんて思つて見ていることはどうですか。

○説明員(坂根俊孝君) 要するに、注文側としてその注文どおりにいっているかどうか見る、そして、ちゃんと生えてる二、三のこまち尋ねる

くよく考えれば、学校給食をやっていく場合にむだな部分があるなら省けという御意見はまさに当然のこととございますので、そういうた線に沿つて指導をいたしたわけでございます。

○吉川春子君 今の御答弁は、大変悲しいですね。長い間文部省が統治てきて、この線は崩せないと臨調行革が発足した後答えているわけですね。それでもしかしその圧力に屈して、教育の方に向を転換したということはちょっと残念ではないかと思います。

労働省に伺います。

学校給食室を業者に使わせて、そこの業者の使用人を使って学校給食をつくるせる場合、東京都の足立区でスタートしたわけですけれども、この法律関係について伺います。

職業安定法四十四条、施行規則第四条により労働者供給事業は禁止されていますが、四条の一号は、学校給食の調理に関する一切の責任は学校ではなくて業者が負うと、こういうことになるわけですか。

○吉川春子君 零細業者で大量の食中毒の指揮官である
償責任が負えないということも実際には予想される
わけですが、業者に明確に食中毒の責任がある場合、
場合でしかし支払い能力がないような場合、食中毒
の損害賠償責任というのはそなえるとどうい
ことになるんでしようか。

○政府委員(古村豊一君) 食中毒が起きたとき
に、子供あるいは親との関係の責任の問題は学校
の設置者が負うということになると思います。たと
えば、学校の設置者と受託者であります会社との間

○吉川春子君 そうしますと、学校給食の調理室の中に一緒に栄養士も入っていることができるということですね。

○説明員(坂根俊孝君) 一緒に入って見ていくと、いうこと自体は別に問題はないと思つております。

○吉川春子君 そうですか。そういう答弁でいいんですね。レクのときと違うんですけれども、

学校給食法四条と五条の二は、明らかに直営の原則をうたっています。だからこそ文部省は四十年間も直営方式を是としてきたのであって、調理場はそういう最も重要な部門を業者に任せてしまるのは学校給食法に反するんじゃないか。臨調はそういうふたがもしれないけれども、法律に反するんじやないか、二月、三月、四月、どうぞ。

○説明員（坂根俊李君）　地方公共団体が学校給食の調理業務を民間業者に委託した場合、請負契約によつて行わせる場合には、今のお話にございましてよなうに、職業安定法四十四条及びその内容について決めておりまます同法の施行規則四条との關係が問題になるわけですが、今先生がおっしゃつたのは四条の一項の問題でございまますが、これま

○吉川春子君 そうすると、委託した業者に支払った場合は学校が責任を負う、白治体が負うと、こういふうに解釈していくんですね。

私は、今度はこれは委託者側から受託者側に対する責任の追及をしていくという論理だらうと思います。

○説明員〔坂本俊孝君〕 要するに、栄養士の方が、いろいろが調理現場に一緒におられて、そこで受託業者の方の労働者に対して、これをこう切りなさいとかをそういうようなことで個々に指示を行うということになると問題があるのでございまして、そういうことがなければ一緒にいたからといって、そのことは問題はないと思います。

○政府委員(古村謹一君) 学校給食法の四条は、いかがと思ひますか」と云ふと、

要するに受託業者、請負業者が請負業者としての法律上、財政上の責任を負うということでございまして、対外的に最終的にどこが責任を負うかといふいう問題とは直接には関係がない。言いかえますと

○政府委員(古川清一君) そういうことになると、合があります。得ると思います。

○吉川春子君 学校給食の中で、栄養士の果たしている役割というのは非常に大きいものがあります。そして、一九七四年に制度として文部省は学校給食中に栄養士を配置するわけですが、東京の学

養士のいる学校といない学校の給食の違いを調べたことがあります。調べましたところ、魚や野菜を買う場合でも、栄養士のいるところは九七%まで栄養士が行って品物を選んでいるのに対しても、ない学校では四〇%が何も調べないで品物を買っている。栄養士のいる学校といない学校では大きな違いがあるということを文部省は言っているわけです。

また、これは足立区の栄養士が出している給食

通信なんですねけれども、これ、毎日出しているんですね。子供たちにいかに栄養の知識を与えるか、おいしい給食を与えるかという、教育実践としてもすばらしいわけですけれども、今度、こういう栄養士の努力がなかなかできにくくなるような学校給食の民間委託というものが行われようとしている、あるいは実際に行われているわけなんです。

それで、学校給食の調理担当者として、一歩踏み出さなければなりません。しかし、それが民間委託であることは明らかなんですけれども、民間委託する場合に、学校給食は単なる仕出し弁当ではないというふうにここでも答弁なさっているんですけど、私は、もう限りなく仕出し弁当に近づいていくのが民間委託ではないかというふうに思はんですよ。ね。こうしたことについて、こういう形の給食でも教育の一環であり続けるのかということについてはどうですか。

○政府委員(古村達一君) 私の方は、仕出し弁当のようなものは学校給食ではないということは前からも申し上げておりますし、私もそう思っておりまます。したがって、民間委託をする場合にはこういう点をきつちり設置者側の責任をとれるようにしてくれたことが去年の通達の眼目でございました。そのことを守つていただければ、学校給食の質の低下を招かないで民間委託というものがスムーズに行われるだろうというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、学校教育活動の一環というのはそういう角度から見ているわけ

○吉川春子君 最初の方で質問しましたけれども、質の低下という問題のその質ということについても、客観的にどうということはないというから、下がったか上がったかも民間委託によってはわからないわけだし、それから、その調理というのはとにかく一番大事な部門だからこそ、今まで文部省はほかは合理化できて民間委託できるけれどもここはできないんだと、そういうことでつい一二、三年前までは言つていらしたわけですね。しかし、その方針を変えた理由は、さつきの御答弁にもあるように、教育的な理由じゃないんですね。臨調行革、ここから言わされたから変えましたと、こういうことなわけです。この学校給食の民間委託ということがやはり教育の一環である給食を取り崩していくものだということを私は指摘せずにほおられません。

文部大臣に伺いますが、今まで論議を聞いていらっしゃって、答えていただけると思いますが、学校給食は敗戦直後スタートして、その当時は無償だったかもしれません、非常に大きな役割を果たしてきたと思うんですね。国民の食生活の改善やら体力の向上やら、そういう点ではもうその効果は否定できないと思うんです。今子供たちの状態はどうかと考えますと、物が豊かになつたと言われますけれども、子供たちは親の生活状態によつてかなり格差のある食生活をしている実情があります。昔はなかつた高血圧、糖尿病、こういう成人病も子供たちの中にふえ続けているという数字も報告されています。正しい栄養の知識、食生活、そういうものを子供たちに、まさに教育の一環として与えて教育していく必要が今あるんだというふうに思うわけですね。そういうときに文部省は臨調行革のもとで、これが子供の心や体に責任を負うべき文部省のやることなのかと思われます。

達だと思うんです。
知育偏重ということが言われて、德育、知育、体育と、こういうことが強調されておりますけれども、私は、健康教育、健康な子供を育てるということが教育の中で非常に大きな役割を果たすんじゃないかなと思うんですけれども、その最も大切な子供の体を豊かに育てる、食生活をきちんと身につけさせる、これをこういうことで切り捨ててになるような給食の合理化というものはやつてはいけないんじゃないかな、こういうふうに思いますけれども、もう時間がないのですから、その点について大臣のお考えを伺いたいと思うんです。
○国務大臣（海部俊樹君） 給食の果たしてきた役割は、私も先生と同じように評価をいたしております。同時にまた、時代の進歩とともにその役割もだんだん変わってきたあると思います。私も給食と一緒に食べに行きました、お米の給食がいいと言う子供に、なぜいいのかと言つたら、朝もパン、昼もパンでは腹が減ると、こういう答えをもらいました。中には、朝御飯抜きで来るという子供もありました。これは御家庭の協力もいただきながら、学校給食ではやっぱり児童生徒に、物ができるときの感謝の気持ちとか、栄養士の皆さんが栄養のバランスをつけてくださったその御苦労や、これにはどういう栄養があるんだといふことなんかも身につけながら、しかも先生と一緒に同じものを食べて成長していくという大事な効果があると思います。

○吉川春子君 時間ですから、終わります。

○委員長(林寛子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま八百板正君及び小西博行君が委員を辞され、その補欠として久保亘君及び閔嘉彦君が選任されました。

○閔嘉彦君 きょうは文部省の予算の委嘱審査でござりますので、予算に即して質問したいと思ひますけれども、まず最初に、文部大臣のこの予算編成に対する基本的な方針をお伺いしたいと思つております。

と申しますのは、私は行政改革ということは賛成で、もつとどしどしやつていくべきだと思うんですけれども、どうも現在行われています行政改革を見ていますと、例えは各省一律に定員を削減するとか、あるいは予算のシーリングを設けて一律に何%減にするとか、そういうふうな改革の仕方であるように思つんですけれども、私はやはり社会情勢の変化に応じて、ある省はうんと、二割ぐらい予算を減らす、そのかわりにほかの省はもつとふやす、そういうふうに改革をしていくのが私は本当の政治家の仕務じゃないかと思う。

私自身は、やはり対外関係の費用であるとか文教予算はもつとふやすべきである、そのかわりにほかの省の予算を減らすべきであるというふうに考へてお伺いしたいと思います。

同じことが文部省内の予算におきましても、やはり各局一律に減らすとかなんとかというんじゃなしに、ある局の予算はうんとふやす、そのかわりに不必要な予算は削っていく、そういうのが必要ではないかと思うんですけれども、海部文部大臣の予算編成に対する基本原則と申しますか、それをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(海部俊樹君) 御指摘のように、私も教育を大切に考える議員の一人といたしまして、

○吉川春子君 時間ですから、終わります。

○委員長(林寛子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま八百板正君及び小西博行君が委員を辞され、その補欠として久保亘君及び閔嘉彦君が選任されました。

○閔嘉彦君 きょうは文部省の予算の委嘱審査でござりますので、予算に即して質問したいと思ひますけれども、まず最初に、文部大臣のこの予算編成に対する基本的な方針をお伺いしたいと思つております。

と申しますのは、私は行政改革ということは賛成で、もつとどしどしやつていくべきだと思うんですけれども、どうも現在行われています行政改革を見ていますと、例えは各省一律に定員を削減するとか、あるいは予算のシーリングを設けて一律に何%減にするとか、そういうふうな改革の仕方であるように思つんですけれども、私はやはり社会情勢の変化に応じて、ある省はうんと、二割ぐらい予算を減らす、そのかわりにほかの省はもつとふやす、そういうふうに改革をしていくのが私は本当の政治家の仕務じゃないかと思う。

私自身は、やはり対外関係の費用であるとか文教予算はもつとふやすべきである、そのかわりにほかの省の予算を減らすべきであるというふうに考へてお伺いしたいと思います。

同じことが文部省内の予算におきましても、やはり各局一律に減らすとかなんとかというんじゃなしに、ある局の予算はうんとふやす、そのかわりに不必要な予算は削っていく、そういうのが必要ではないかと思うんですけれども、海部文部大臣の予算編成に対する基本原則と申しますか、それをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(海部俊樹君) 御指摘のように、私も教育を大切に考える議員の一人といたしまして、

国の教育は百年の大計とも言われ、継続した努力の積み重ねが初めて成果を上げるものだと考えておりますから、個人の希望を率直に言わせていただければ、これは非常に大切に考えていただきたい。別件というお言葉がございましたけれども、予算編成全体の中でやっぱり非常に大切な予算であるというふうに受けとめていただきたい、私はそう願っております。

○関嘉彦君 文部省内部の各予算の配分はいかがですか。

文部省内部の各予算の配分はいかがですか。

○國務大臣(海部俊樹君) 政策を立てますときに、先生御承知のように、経常的経費が一〇%のシーリング、対前年一割カットというような大原則は方針として示されておりませんけれども、文部省の内部におきましては、大ざっぱに言いますと、文部省全体の枠は他の政策との整合性の中で、その枠の中でも伸び悩みで極めて苦しい状況にあります。その中でも今度は文部省の内部におきまして、重要な大切じゃないものはありますけれども、特に重点を置こうというので四十人学級の問題とか私学助成の問題とか科研費の問題であるとか留学生の問題であるとか、そういうようなこと等はこのカットの枠を取つ払つてとも、お互い内部のやり繕りの努力によつて折衝の過程で削減されないで対前年同様のところまでようやくこぎつけてきておる、こういう現状であります。が、さらに私学なんかの場合には、これは大蔵省の担当にもよくお話しをいたしまして、やる気のある大学に重点的に活力を与えてもらいためにはここにはひとつ一〇%の上積みを最終的にしてもらわなければならぬというので努力もしましたわけありますけれども、そのため文部省の内部の他のところで、先生御指摘のように、從前のカット率よりももつとたくさん食い込んで縮減をした部面もあるわけありますけれども、これはこの際、国の状況等の中で我々も耐えていかなければならぬものだと、こう理解をした次第でございます。

○關嘉彦君 文部省内部の各予算の配分はいかがですか。

文部省内部の各予算の配分はいかがですか。

○國務大臣(海部俊樹君) 政策を立てますときに、先生御承知のように、経常的経費が一〇%のシーリング、対前年一割カットというような大原則は方針として示されておりませんけれども、文部省の内部におきましては、大ざっぱに言いますと、文部省全体の枠は他の政策との整合性の中で、その枠の中でも伸び悩みで極めて苦しい状況にあります。その中でも今度は文部省の内部におきまして、重要な大切じゃないものはありますけれども、特に重点を置こうというので四十人学級の問題とか私学助成の問題とか科研費の問題であるとか留学生の問題であるとか、そういうようなこと等はこのカットの枠を取つ払つてとも、お互い内部のやり繕りの努力によつて折衝の過程で削減されないで対前年同様のところまでようやくこぎつけてきておる、こういう現状であります。が、さらに私学なんかの場合には、これは大蔵省の担当にもよくお話しをいたしまして、やる気のある大学に重点的に活力を与えてもらいためにはここにはひとつ一〇%の上積みを最終的にしてもらわなければならぬというので努力もしましたわけありますけれども、そのため文部省の内部の他のところで、先生御指摘のように、從前のカット率よりももつとたくさん食い込んで縮減をした部面もあるわけありますけれども、これはこの際、国の状況等の中で我々も耐えていかなければならぬものだと、こう理解をした次第でございます。

○關嘉彦君 一時間当たりの単価三千七百八十円で計算しますと、一こま一時間半の授業ですね、これを月に四回ないし五回やるとして、大体二万一千円ぐらいから二万七、八千円ぐらいの間ではないかと思うんですけれども、私はこれは世間の常識からいって非常に少ないんではないか。我々、非常勤講師というのを非常に勧める講師だと言つているんですけども、いわば犠牲的に働いているのが非常勤講師じゃないか。

○國務大臣(西崎清久君) 大臣のお答えの前にちょっと申し上げますと、確かに先生がおっしゃいましたように、私ども各大学を調べさせていただきますと、もう手当は要らないから非常勤講師の発令をせひしてくれ、授業をしたいと、大変大学の先生方のステータスは高いものですから、そういう方もいらっしゃるわけでございます。しかし、それに乗じて私どもが手当の増額をサポートはいたさないふうに考へておる、こういうふうに考えております。

○關嘉彦君 よく勉強をして、研究させていただきます。

○國務大臣(海部俊樹君) よく勉強をして、研究させていただきます。

○關嘉彦君 ふやしてもらいたい方はまだたくさんあるんですけども、今度は均衡上減らす方についても触れておきたいと思います。ふやす方は後でまた申し上げますけれども、

こういった費用というのはどんな費用でも効果がゼロという費用はないわけであつて、何らかの効果があることは認めるんですけども、費用対効果の分析においてそれは、大して効果がないのではないかと思われる項目があるわけなんですね。その一つの例として、学歴社会評議会正のた

めの啓発事業七百万円ですか、計上してありますですね。これは主としてどういうふうにお使いになる予定ですか。

○政府委員(齊藤尚夫君) 臨時教育審議会の第一次答申におきまして、学歴社会の弊害の是正は、社会慣行や人々の行動様式に深く根差している、したがつて広く国民に対する啓発活動を行う必要があるという御指摘をいただいておるわけでござります。このため文部省といたしまして、特にPTAの全国組織でございます日本PTA全国協議会、それから全国高等学校PTA連合会と協議をいたしまして、その求めに応じましてこの予算の計上をいたしたわけでございます。PTAは学校と家庭をつなぐペイプでもございます。それからその構成員は、子供の進路選択に直接影響を与える教師や父母であるわけでございます。このPTAがこの問題について研究協議を行うということは、広く学歴社会の弊害の是正に向けて大変大事な課題なのではないかというふうに考えておりまます。

先生御指摘のように、大変小さな経費でござりますし、したがつて事業規模も小さなものでございますが、全国組織でこのような研究協議を行うことによりまして単位PTAでもこのような研究協議が行われる、そのことが学歴社会の弊害のは正につながるというふうに考えまして、大変小さな経費でございますが、大きな効果をねらって予算要求をいたしております。

○関嘉彦君 私の印象を申し上げますと、臨教審あたりで学歴社会のは正といふことが言われているので、文部省としても何かしなくちやいげないというのでこういう予算をつけられたんじゃないのかというふうに思ふんですけれども、その苦心のほどは察しますけれども私はやはり学歴社会を是正するのは社会全体の風潮を直していくことが先決問題で、例えば公務員試験の試験方法を改めるとか、そういうことが、ほかの民間会社の採用方針なんかも改めるでしょうし、それによつて学

歴社会というのは直つていくんじゃないかな。

PTAのお母さんたちを集めて討議しましても、建前としては学歴社会の信奉者じやないか。会議なんかのとくには確かに建前の議論は出ますけれども、本音を変えることはなかなか難しいんじゃないかな。

金額はわずかですけれども、こういう金額を計上してありますと、何かこれによつて学歴社会の解消のために努力しているんだということだけで安心してしまうんじゃないかなと私は思いますので、こ

ういう費用というの余り必要でないんじゃないかなううに私は感ずるんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(海部俊樹君) 私は、学歴社会といふものが必要以上に幅をきかせてその肩書が何にでありますと、何かこれによつて学歴社会の解消を変えるために努力しているんだということだけで安心してしまうんじゃないかなと私は思いますので、こ

ういう費用というの余り必要でないんじゃないかなううに私は感ずるんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(海部俊樹君) 私は、学歴社会といふ

ものが

必要

以上

に

幅

を

き

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

か

○政府委員(古村澄一君) 一校当たり金額といったしましては六万円でございます。

○関嘉彦君 私は、六万円程度のものであるならば、利用者負担として一向差し支えないんじやないか。その程度のものであるならば、利用者も、自分でも金を出してやつてあるんだという考え方を持つことがやっぱり必要ではないか。何でもかんでも国におぼさり、あるいは公の団体におんぶするというのは大体スポーツマンシップに反するんじやないかと思うんです。

これも私は必ずしも文部省予算を減らせと言つてゐるわけではなくし、あすべき点は大いにふやさなくちやいけない。そのためにはそれほど効果の上がらない、あるいは、初期の段階においては効果はあったかもしれないけれども、その点も今後の方針として検討していただきたい。大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(海部俊樹君) 地方に参りますと、これは国から補助があるんだということになりますと、それなれば我々も出してやろうとか、いろんな波及効果がありまして、必ずしも金額の多寡によるらずに、いろいろな運動が広がっていくという現象なきにしもあらずでござりますけれども、御指摘の点もござりますので、これもさつきの問題とあわせまして、ひとつよく実情をもう一回検討をし、勉強をして直させていただきまして、所期の目的が果たされるように、このお金が生きて使われますように考えさせていただきたいと思います。

○関嘉彦君 今度は金を出す方ですけれども、大した金額じゃないと思いますけれども、各官庁それぞれ白書を発表しておりますですね。文部省が最近白書を発行されましたのは何年でございますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 最近のものでござい

ますが、昭和五十五年度でございます。

○関嘉彦君 ことしは昭和六十一年ですから、かなり間隔があるよう思ひますけれども、私は、文部行政がどういうことをやっているのか、そのためのことをやはり国民に十分PRする、そして国民の支持を得ていくことが教育行政として必要であるし、また、金の使い道なんかについても国民が十分監督できることになるんじゃないかなと思うので、少なくとも一、三年に一度は白書を発行すべきじゃないかといふに考へるんですけれども、今後もやはり五、六年に一回しか発行されないつもりですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のとおり、文部省が行つております教育行政の動向を広く国民に知つていただくことは非常に大事なことであるというふうに考えておるわけでござります。そういうことで、文部省では昭和三十四年以来我が国の教育水準」というタイトルでいわゆる教育白書をほぼ五年ごとに取りまとめて刊行してきましたところでございます。これは、教育が長期にわたる恩の長い事業であり、短期間に行政施策上の動向を見定めることにはじまない面もございまして、学校教育の分野を中心に教育の普及度、教育内容、方法、教職員、教育費などの諸側面につきまして国際比較を交えながら考察し、我が国の教育の現状と課題を明らかにするという趣旨で、ほぼ五年ごとに先生御指摘のとおり刊行してまいりましたわけでございます。今申しましたようなことで、私どもいたしましては五年ぐらいいが適当な期間ではないかというふうに考えておるわけでございます。

それで、ことし、昭和六十一年度が五年目であります。そこで、私どもいたしましては五年ぐらいいが適なことで、もうそろそろタームではないかというふうに考へておるわざでございます。

○國務大臣(海部俊樹君) 今お話を聞いておつて、そういうふうに考へておるわけですが、五年出します、防衛府も毎年出しますけれども、必ずしも毎年出する必要はないのじやないかと思うんです。大臣いかがですか。

○國務大臣(海部俊樹君) 今お話を聞いておつて、そういうふうに考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

す。

○國務大臣(海部俊樹君) 文部行政はほかの官庁と違う点があって、そう短期にいろいろ変わるものじゃないのでは、ほかの、例えば外務省なんか毎年出しております、防衛府も毎年出しますけれども、必ずしも毎年出する必要はないのじやないかと思うんです。大臣いかがですか。

○國務大臣(海部俊樹君) それはできるだけ正確に近づけていく努力をするのがいいに決まっておりますから、教科書での扱いと外務省の文書との扱いと、同じ日本の公的な文書の扱いにすれば、そのもこれは好ましいことではございませんから、それぞれの立場でよく連絡をとり、扱いが統一されにくよう努力をさせていただかなければなりません。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それはできるだけ正確に近づけていく努力をするのがいいに決まっておりますから、教科書での扱いと外務省の文書との扱いと、同じ日本の公的な文書の扱いにすれば、そのもこれは好ましいことではございませんから、それぞれの立場でよく連絡をとり、扱いが統一されにくよう努力をさせていただかなければなりません。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

す。

い方が一番正確じゃないか。少なくとも原音に近い発音をしているように思います。もちろん外国語を正確にあらわすことは不可能ですけれども、特に文部省の場合はそのことを注意して、固有名詞の仮名表記の場合注意していただきたいと思います。

○國務大臣(海部俊樹君) それはできるだけ正確に近づけていく努力をするのがいいに決まっておりますから、教科書での扱いと外務省の文書との扱いと、同じ日本の公的な文書の扱いにすれば、そのもこれは好ましいことではございませんから、それぞれの立場でよく連絡をとり、扱いが統一されにくよう努力をさせていただかなければなりません。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

す。

○國務大臣(海部俊樹君) 文部行政はほかの官庁と違う点があ

るといふふうに考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

○國務大臣(海部俊樹君) それを考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

す。

○國務大臣(海部俊樹君) 文部行政はほかの官庁と違う点があ

るといふふうに考へておるわけですが、五年出しますけれども、どうでしようか。

す。

○國務大臣(海部俊樹君) 文部行政はほかの官庁と違う点があ

るといふふうに考へておるわけですが

昭和六十一年四月十九日印刷

昭和六十一年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C